

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成30年12月5日(水)
午前9時
場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第93号 平成30年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について（国保）
- 2 議案第95号 平成30年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について（国保）
- 3 議案第94号 平成30年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について（高齢）
- 4 議案第101号 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について（市民生活）
- 5 議案第102号 山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について（環境）
- 6 議案第112号 山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について（環境）
- 7 議案第100号 平成30年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第1回）について（病院）
- 8 議案第103号 山陽小野田市保健施設条例の一部を改正する条例の制定について（健康）

（休憩：一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会）

- 9 閉会中の継続調査事項について

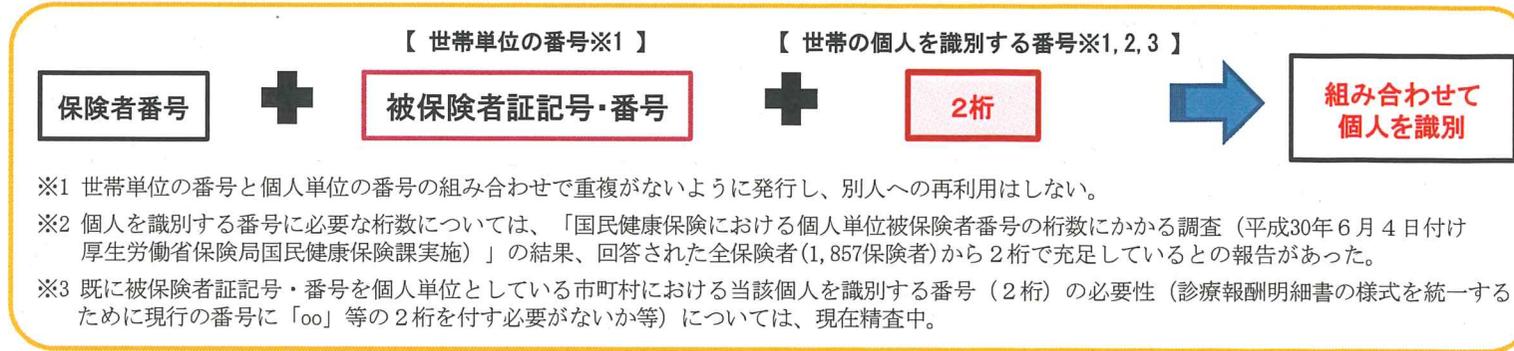
3. 医療保険資格を一元管理する仕組み②（個人単位被保険者番号の付番・表記等）

国保年金課

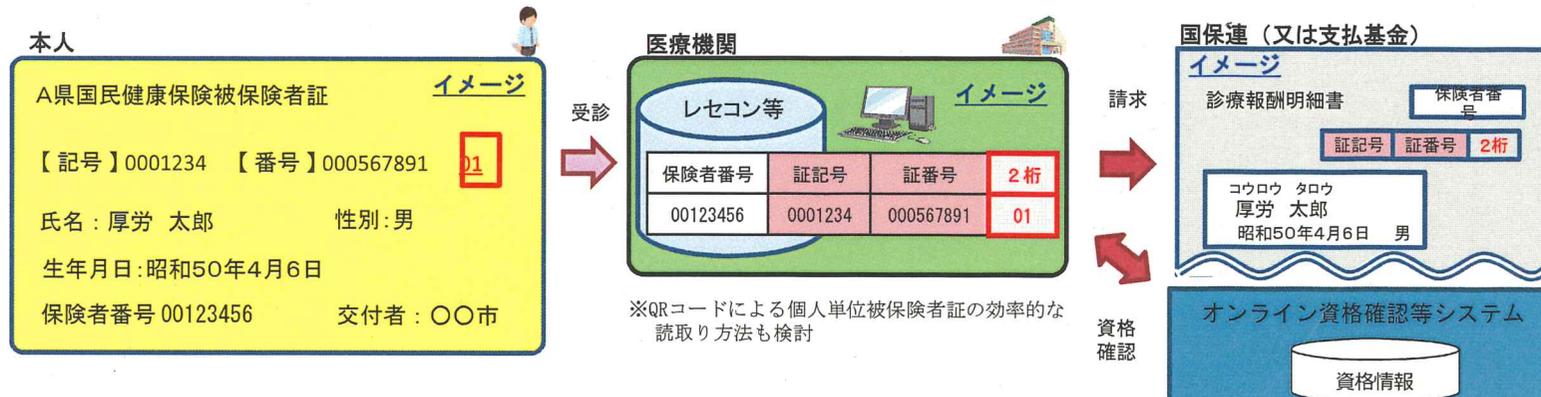
- 個人単位被保険者番号の付番については、高額療養費の世帯合算等で世帯単位の番号を引き続き使うこと（※）を考慮し、現在の世帯単位の被保険者番号に2桁の個人を識別する番号とする方向で検討中（被用者保険も共通）。
- 個人単位被保険者番号は、オンライン資格確認と診療報酬の請求の際に使用するため、医療機関等において確認できるよう保険証に記載することを検討中。

※ 高額療養費の世帯合算において、世帯内の被保険者のレセプトの集約には、これまで通り世帯で同一の被保険者証記号・番号を使用できるようにするため。

<個人単位被保険者番号の付番体系>



<個人単位の番号付きの保険証について>



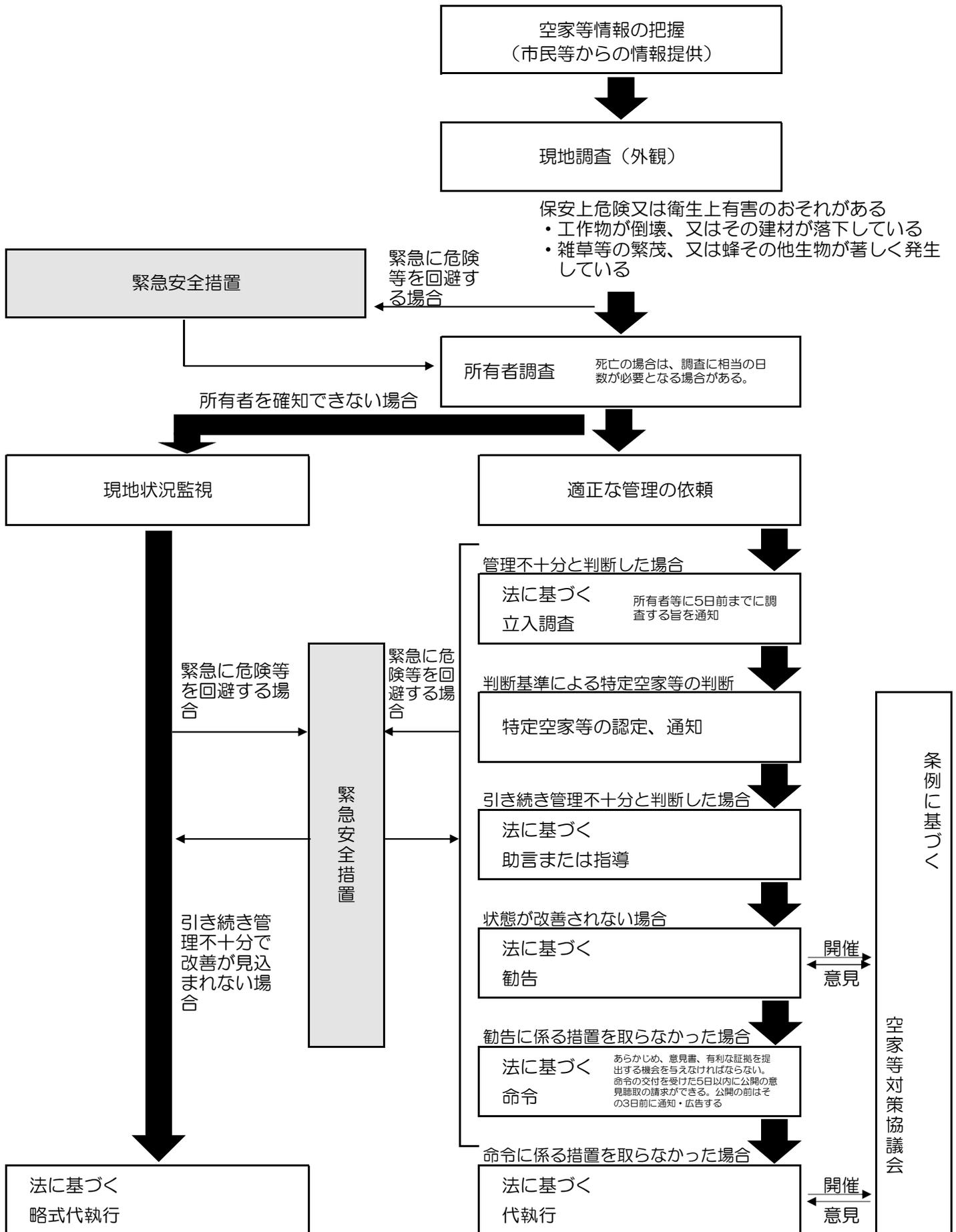
山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

想定される空家等に対する措置について

	空家等の緊急安全措置の内容(例)	空家等の区分	根拠法令		緊急安全措置
			空家法	空家条例	
1	危険を知らせる看板、落下防止ネットの設置等	管理不適切空家等	×	×	○
		特定空家等	×	×	○
2	落下、飛散のある部材の取り外し等	管理不適切空家等	×	×	○
		特定空家等	△ 代執行の対応が可能な場合	×	△ 空家法で対応できない場合に限る
3	倒壊の危険性のある空家等の措置	管理不適切空家等	×	×	○
		特定空家等	△ 代執行の対応が可能な場合	×	△ 空家法で対応できない場合に限る

※生命、身体に重大な被害が及ぶ(恐れがあるものを含む)等、緊急的に措置が必要なもので、空家等の所有者等が不明、または連絡に時間がかかる等、早急に対応できない場合に限る。

条例改正後の空家等に対する対応フロー



指 定 管 理 者 評 価 表

施設名	山陽小野田市小野田斎場					
指定管理者	有限会社 北斗産業					
指定期間	自	H30.4.1	至	H31.6.30	指定期間	1.3年
評価対象年度	平成29年度			施設所管課	環境課	
指定管理料	26,746,200円			評価年月日	平成30年5月31日	
利用料金制度	なし			アンケート	未実施	
選定方法	単独指定			単独指定回数	2回目	

	項 目	評 価	コ メ ン ト 欄
管理運営の状況	開館日数及び開館時間は適切か	3	条例どおり適切に行われている
	保守管理業務は適切に行われたか	3	有資格者やノウハウを持った職員が適切に管理している
	清掃業務は適切に行われたか	3	開館日には毎日、建屋内・外問わず適切に行われている
	保安警備業務は適切に行われたか	-	
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	斎場職員により適切に行われている
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	斎場利用者からの苦情は寄せられていない
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	3	設備の老朽化からのトラブルが発生したが、素早い対応及び連絡があった
	個人情報の管理は適切か	3	協定どおり適切に行われている
	現金の管理は適切か	3	領収書の連番で確認するため不正は不可能(毎月初めに現金等を持参している)
	減免申請に対する取り扱いは適正か	-	
	修繕は適切に行われたか	3	協定どおり1件10万円以下の修繕は適切に行われている
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	3	墓理法及び協定書どおり適切に行われている
	人員配置等	人員配置は適切か	3
必要な有資格者は適切に配置されているか		3	適切に配置されており、かつ、積極的な資格取得の努力もうかがえる
労働条件は適切か		3	超過勤務等の悪条件は発生していない
職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか		3	資格取得のための研修等に積極的に参加している
事業実施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	協定書及び事業計画に基づき適切に実施されている
	講座やイベントは満足できる内容であったか	-	
	施設の設置目的に沿った自主事業を行ったか	-	
サービス向上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	3	御意見箱を設置した。
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	2	御意見箱を設置したがまだ1件しか投書されていない。
	接客態度は良いか	3	毎年ご遺族に対する接し方の内部研修会をしている
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	-	
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	火葬受付は、市内外問わず先着順で行っているため公平である
	利用者の満足度は高いか	-	
状況利用	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)	-	別②に詳細を記入してください
	利用者増加のための取組をしたか	-	
収支状況	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)	-	別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)	-	
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)	-	
	収入増加の取組は行われたか	-	
	経費節減の取組は行われたか	-	

小計 50

別①(人員配置について)

平成29年度

山陽小野田市小野田斎場

前年度	<ul style="list-style-type: none"> ・総括管理責任者 兼 山陽斎場責任者 兼 運転管理者 1名 ・小野田斎場責任者 兼 運転管理者 1名 ・斎場責任者代行 兼 運転管理者 1名 ・運転補助者 2名 ・衛生清掃担当者 1名
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・総括管理責任者 兼 山陽斎場責任者 兼 運転管理者 1名 ・小野田斎場責任者 兼 運転管理者 1名 ・斎場責任者代行 兼 運転管理者 1名 ・運転補助者 2名 ・衛生清掃担当者 1名
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・総括管理責任者 兼 山陽斎場責任者 兼 運転管理者 1名 ・小野田斎場責任者 兼 運転管理者 1名 ・斎場責任者代行 兼 運転管理者 1名 ・運転補助者 2名 ・衛生清掃担当者 1名

別②(利用状況について)

単位:人・件

内 訳	H27 実績	H28 実績	H29 計画	H29 実績
大人	614	582		610
子ども	0	4		1
死産	12	6		11
胞衣または体の一部	365	338		473
合 計	991	930		1,095

利用評価
-

評価	できない
----	------

備考 上記は小野田斎場で火葬を行った実績数である。
H29計画欄について、死亡者数等の予測は非常に困難なため、未記入とする。

別③(収入状況)

単位:円

収 入	H27 実績	H28 実績	H29 計画	H29 実績
指定管理料	26,643,600	26,643,600	26,643,600	26,643,600
合 計	26,643,600	26,643,600	26,643,600	26,643,600

収入評価
-

評価	できない
----	------

備考 斎場という特殊な施設であり、収入の増加を目標としていない。

別③(支出状況)

単位:円

支 出	H27 実績	H28 実績	H29 計画	H29 実績
人件費	17,364,000	18,335,520	17,770,480	18,420,253
需用費	3,822,000	3,720,103	3,725,000	3,904,931
役務費	1,505,000	1,620,007	1,510,000	1,294,980
委託料	353,000	353,000	200,000	309,600
その他	3,639,000	2,577,760	3,401,600	2,756,510
合 計	26,683,000	26,606,390	26,607,080	26,686,274

支出評価	0	収支評価	3
------	---	------	---

評価	
----	--

備考 上記は、小野田・山陽の両斎場合計分である。

総合評価
92

特に評価される点	稼働開始から約35年以上が経過し、設備のいたる所に老朽化が原因の故障等が発生しているが、ノウハウを持った職員により独自の修繕等を行い、現在にいたるまで火葬業務には一切支障をきたしていない。
改善すべき点	特になし
その他	斎場への苦情は特に寄せられていないが、今後も、遺族への配慮を怠らずに業務を行うことが必要不可欠である。

評価基準

基準	点数
該当なし	-
計画を大きく下回っている 期待する水準を大きく下回っている 達成度イメージ 60%未満	0
一部分を除き事業計画どおりである 一部分を除き期待する水準どおりである 達成度イメージ 60%～79%	1
ほぼ事業計画どおりである ほぼ期待する水準どおりである 達成度イメージ 80%～99%	2
事業計画どおりである 期待する水準どおりである 達成度イメージ 100%以上	3

利用状況及び収入状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 \geq 実績 かつ 計画 $>$ 実績	0
前年度実績 $<$ 実績	1
計画 \leq 実績	2
前年度実績 $<$ 実績 かつ 計画 \leq 実績	3

支出状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 \leq 実績 かつ 計画 $<$ 実績	0
前年度実績 $>$ 実績	1
計画 \geq 実績	2
前年度実績 $>$ 実績 かつ 計画 \geq 実績	3

収支状況について

利益率 = 収入実績 ÷ 支出実績

利益率	点数
0.6未満	0
0.6～0.7未満	1
0.7～0.9未満	2
0.9～1未満	3
1以上	4

指 定 管 理 者 評 価 表

施 設 名	山陽小野田市山陽斎場			
指 定 管 理 者	有限会社 北斗産業			
指 定 期 間	自	H30.4.1	至	H31.6.30
指 定 期 間	1.3 年			
評 価 対 象 年 度	平成29年度		施 設 所 管 課	環境課
指 定 管 理 料	26,746,200 円		評 価 年 月 日	平成30年5月31日
利 用 料 金 制 度	なし		ア ン ケ ー ト	未実施
選 定 方 法	単独指定		単 独 指 定 回 数	2回目

	項 目	評 価	コ メ ン ト 欄
管理運営の状況	開館日数及び開館時間は適切か	3	条例どおり適切に行われている
	保守管理業務は適切に行われたか	3	有資格者やノウハウを持った職員が適切に管理している
	清掃業務は適切に行われたか	3	開館日には毎日、建屋内・外問わず適切に行われている
	保安警備業務は適切に行われたか	-	
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	斎場職員により適切に行われている
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	斎場利用者からの苦情は寄せられていない
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	3	設備の老朽化からのトラブルが発生したが、素早い対応及び連絡があった
	個人情報の管理は適切か	3	協定どおり適切に行われている
	現金の管理は適切か	3	領収書の連番で確認するため不正は不可能(毎月初めに現金等を持参している)
	減免申請に対する取り扱いは適正か	-	
	修繕は適切に行われたか	3	協定どおり1件10万円以下の修繕は適切に行われている
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	3	墓理法及び協定書どおり適切に行われている
人員配置等	人員配置は適切か	3	別①に詳細を記入してください
	必要な有資格者は適切に配置されているか	3	適切に配置されており、かつ、積極的な資格取得の努力もうかがえる
	労働条件は適切か	3	超過勤務等の悪条件は発生していない
	職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか	3	資格取得のための研修等に積極的に参加している
事業実施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	協定書及び事業計画に基づき適切に実施されている
	講座やイベントは満足できる内容であったか	-	
	施設の設置目的に沿った自主事業を行ったか	-	
サービス向上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	3	御意見箱を設置した。
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	2	御意見箱を設置したがまだ1件しか投書されていない。
	接客態度は良いか	3	毎年ご遺族に対する接し方の内部研修会をしている
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	-	
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	火葬受付は、市内外問わず先着順で行っているため公平である
	利用者の満足度は高いか	-	
状況利用	利用者サービスの向上を図る取組は行われたか	3	火葬待ち時間の間、静かに快適に過ごせるように施設内外の清掃はしっかりと行われている
	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)	-	別②に詳細を記入してください
収支状況	利用者増加のための取組をしたか	-	
	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)	-	別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)	-	
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)	-	
	収入増加の取組は行われたか	-	
経費節減の取組は行われたか	-		

小計 59

別①(人員配置について)

平成29年度

山陽小野田市山陽斎場

前年度	<ul style="list-style-type: none"> ・総括管理責任者 兼 山陽斎場責任者 兼 運転管理者 1名 ・小野田斎場責任者 兼 運転管理者 1名 ・斎場責任者代行 兼 運転管理者 1名 ・運転補助者 2名 ・衛生清掃担当者 1名
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・総括管理責任者 兼 山陽斎場責任者 兼 運転管理者 1名 ・小野田斎場責任者 兼 運転管理者 1名 ・斎場責任者代行 兼 運転管理者 1名 ・運転補助者 2名 ・衛生清掃担当者 1名
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・総括管理責任者 兼 山陽斎場責任者 兼 運転管理者 1名 ・小野田斎場責任者 兼 運転管理者 1名 ・斎場責任者代行 兼 運転管理者 1名 ・運転補助者 2名 ・衛生清掃担当者 1名

別②(利用状況について)

単位:人・件

内 訳	H27 実績	H28 実績	H29 計画	H29 実績
大人	207	235		252
子ども		1		
死産		1		
胞衣または体の一部		0		
合 計	207	237		252

利用評価
-

評価	できない
----	------

備考 上記は山陽斎場で火葬を行った実績数である。
H29計画欄について、死亡者数等の予測は非常に困難なため、未記入とする。

別③(収入状況)

単位:円

収 入	H27 実績	H28 実績	H29 計画	H29 実績
指定管理料	26,643,600	26,643,600	26,643,600	26,643,600
合 計	26,643,600	26,643,600	26,643,600	26,643,600

収入評価
-

評価	できない
----	------

備考 斎場という特殊な施設であり、収入の増加を目標としていない。

別③(支出状況)

単位:円

支 出	H27 実績	H28 実績	H29 計画	H29 実績
人件費	17,364,000	18,335,520	17,770,480	18,420,253
需用費	3,822,000	3,720,103	3,725,000	3,904,931
役務費	1,505,000	1,620,007	1,510,000	1,294,980
委託料	353,000	353,000	200,000	309,600
その他	3,639,000	2,577,760	3,401,600	2,756,510
合 計	26,683,000	26,606,390	26,607,080	26,686,274

支出評価	0	収支評価	3
------	---	------	---

評価	
----	--

備考 上記は、小野田・山陽の両斎場合計分である。

総合評価
92

<p>特に評価される点</p>	<p>稼働開始から約35年以上が経過し、設備のいたる所に老朽化が原因の故障等が発生しているが、ノウハウを持った職員により独自の修繕等を行い、現在にいたるまで火葬業務には一切支障をきたしていない。</p>
<p>改善すべき点</p>	<p>特になし</p>
<p>その他</p>	<p>斎場への苦情は特に寄せられていないが、今後も、遺族への配慮を怠らずに業務を行うことが必要不可欠である。</p>

評価基準

基準	点数
該当なし	-
計画を大きく下回っている 期待する水準を大きく下回っている 達成度イメージ 60%未満	0
一部分を除き事業計画どおりである 一部分を除き期待する水準どおりである 達成度イメージ 60%~79%	1
ほぼ事業計画どおりである ほぼ期待する水準どおりである 達成度イメージ 80%~99%	2
事業計画どおりである 期待する水準どおりである 達成度イメージ 100%以上	3

利用状況及び収入状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 \geq 実績 かつ 計画 $>$ 実績	0
前年度実績 $<$ 実績	1
計画 \leq 実績	2
前年度実績 $<$ 実績 かつ 計画 \leq 実績	3

支出状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 \leq 実績 かつ 計画 $<$ 実績	0
前年度実績 $>$ 実績	1
計画 \geq 実績	2
前年度実績 $>$ 実績 かつ 計画 \geq 実績	3

収支状況について

利益率 = 収入実績 \div 支出実績

利益率	点数
0.6未満	0
0.6~0.7未満	1
0.7~0.9未満	2
0.9~1未満	3
1以上	4

山陽小野田斎場(仮称)指定管理者選定委員会 審査集計表

平成30年11月14日

申し込み団体 有限会社北斗産業

審査員 市職員 : 4名
公募委員: 2名 合計6名

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	審査員 F		合 計	平均点	補正後 平均点
I 公の施設の設置目的及び市が示した管理運営方針の理解と整合性について(6点満点)	5	5	4	6	5	5		30	5.0	5.0
II 安定的な運営が可能となる基盤について(7点満点)	6	6	6	6	6	6		36	6.0	6.0
III 利用者対応・サービス向上策等について(14点満点)	9	10	9	10	12	12		62	10.3	10.3
IV 施設の維持管理・保守点検管理の適正について(7点満点)	5	5	5	5	5	5		30	5.0	5.0
V 施設の管理運営に係る経費の内容について(5点満点)	3	3	3	3	4	3		19	3.2	3.2
VI 施設の管理運営に係る組織体制について(11点満点)	10	9	8	11	9	9		56	9.3	9.3
合 計 (50点満点)	38	38	35	41	41	40		233	38.8	38.8

■審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、合計の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

山陽小野田斎場（仮称）指定管理者募集要項

平成 30 年 10 月
山陽小野田市

目 次

1	対象施設の概要	2
2	応募資格	2
3	指定管理者が行う管理の基準	3
4	指定管理者の業務等	3
5	指定管理期間	3
6	提出書類	3
7	指定管理料	4
8	質問事項の受付	5
9	現地説明会の実施	5
10	申請書の提出先、提出方法及び提出期間	5
11	選定方法	5
12	申請に要する経費	6
13	無効又は失効	6
14	選定委員会	6
15	選定結果	6
16	指定管理者の決定	6
17	その他	7

山陽小野田斎場指定管理者募集要項

山陽小野田市では、現在建設中である山陽小野田斎場（平成31年7月1日供用開始予定）について、指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

施設の名称	山陽小野田斎場			
施設の所在地	山陽小野田市大字厚狭26番地5			
施設の設置目的	墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬業務			
施設の概要	別に定める「山陽小野田斎場指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり			
施設の利用状況 (現小野田・山陽斎場)		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	大人	821	817	862
	子供	0	5	1
	胎児	12	7	11
	胞衣等	365	338	473

2 応募資格

次の要件を満たす市内の法人その他の団体であること。

- (1) 斎場の管理業務を円滑に遂行できる能力を有し、かつ、健全な財務能力を備えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の開始の申立てを受けていないこと、若しくは

- 自ら申立てを行っていないこと、又はこれらの手続を行っていないこと
- (5) 市税等を滞納していないこと。
 - (6) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。
 - (7) 共同体においては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令の遵守及び斎場の設置目的に沿った管理を行うこと。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 施設管理に係る情報は市に準じた開示を行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

- (1) 斎場の使用の許可並びに公金の徴収及び収納に関する業務（胞衣及び身体の一部に係るものに限る。）
- (2) 斎場の使用申込受付及び火葬業務
- (3) 斎場の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

※ なお、詳細については、「仕様書」に従い、実施するものとします。

5 指定管理期間

平成31年7月1日から平成36年3月31日までの4年9ヶ月とします。
ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

6 提出書類

申請に当たっては、次の書類を市に提出してください。なお、市が必要と

認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 応募の資格及び要件に関する書類
- (4) 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類
- (5) 登記事項証明書（法人の場合）
- (6) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (7) 過去の指定実績がわかる書類
- (8) 応募資格に関する調査に同意する書類（様式3）

※申請に当たって提出していただく書類は、原則として山陽小野田市情報公開条例（平成17年条例第8号）による情報公開の対象となります（ただし、山陽小野田市情報公開条例第9条各号に定める非公開情報に該当するものを除く。）。

7 指定管理料

市は指定管理者に対し、施設の管理運営費に充てるため、会計年度ごとに、指定管理料を支払います。

指定管理料は、応募者の収支計画において提案された金額に基づき、市と指定管理者で締結する協定において定めます。

また、指定管理料限度額は次のとおりです。応募において指定管理料が限度額を上回ることはないようにしてください。

なお、平成31年度については、平成31年7月1日から平成32年3月31日までの指定管理料限度額とします。

年 度	指定管理料限度額
平成31年度	15,722,000 円
各年度（単年度）分 （平成32年度～平成35年度）	22,042,000 円
合 計	103,890,000 円

* 金額は消費税及び地方消費税が含まれておりません。

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 平成30年10月1日(月)から同年10月15日(月)まで
- (2) 受付方法 質問がある場合は、書面で環境課に持参、ファクシミリ、郵送又は電子メールで提出してください。
持参以外の場合は、着信確認を行ってください。

9 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、団体の名称及び参加される方の氏名をあらかじめ連絡してください。

- (1) 開催日時 平成30年10月10日(水)午後2時から1時間程度
- (2) 開催場所 山陽小野田斎場
※現在建設中のため、説明会には必ずヘルメットを持参し、現地での行動については、市職員の指示に従うこと。

10 申請書の提出先、提出方法及び提出期間

- (1) 提出先
山陽小野田市環境課(市役所2階⑮番窓口)
※ 提出書類は返却しません。
- (2) 提出方法
持参
※ 郵送、電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。
- (3) 提出期間 平成30年10月1日(月)から同年10月31日(水)までの午前8時30分から午後5時15分までとします。(土日祝日を除く。)
- (4) 提出部数 正本1部及び副本10部

11 選定方法

指定管理者選定委員会において、各委員が選定基準に沿って、適切なサービスの提供主体であるかを審査し、指定管理者候補者として選考します。

- 【選定基準】
- ①市民の平等な利用が確保されること。
 - ②施設の効用が最大限に発揮されること。
 - ③施設の管理を安定して行う能力を有していること。
 - ④施設の管理経費の縮減が図られていること。
 - ⑤その他施設の特殊事情に対応できること。

12 申請に要する経費

申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失効

次の事項に該当する場合は、無効又は失効となることがあります。

- (1) 申請書の提出先、提出方法又は提出期限が守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

14 選定委員会

平成30年11月14日（水）に実施します。（予定）

当日は申請団体によるプレゼンテーションを行っていただきますので、出席方お願いします。

なお、時間、場所等詳細については後日連絡します。

15 選定結果

結果については、申請者に文書で通知します。

16 指定管理者の決定

- (1) 指定管理者は、山陽小野田市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の指定

管理料は、予算額以内となりますので、申請時に提出のあった指定管理料の提案価格を下回る場合があります。

17 その他

- (1) 既定の様式は別添のとおりです。
- (2) 提出書類はお返しできません。
- (3) 提出書類は、選定協議の目的で使用する場合に限り複写します。
- (4) 提出書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。

問い合わせ先

山陽小野田市市民部環境課

電話 0836-82-1143

ファックス 0836-83-2604

E-mail:kankyo@city.sanyo-onoda.lg.jp

市公式ホームページ：<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>

山陽小野田斎場（仮称）指定管理業務仕様書

平成30年10月
山陽小野田市

1 管理する施設の概要

施設 の 名 称	山陽小野田斎場（平成31年7月1日供用開始予定）
施設 の 所 在 地	山陽小野田市大字厚狭26番地5
施設 の 概 要	建設年度 平成30年11月竣工予定
	敷地面積 15,933㎡ 延床面積 1765.4㎡
	鉄筋コンクリート造 地上2階（2階は機械設備）
主要施設	火葬炉 5基（1日最大10体）
	告別・収骨室 3室
	待合個室 5室
	待合ホール 2室
	駐車場 約42台

2 指定管理者が行う管理に関する基本的な考え方

(1) 設置目的

墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬業務を円滑に行う。

(2) 管理運営に関する基本的な考え方

墓地、埋葬等に関する法律、山陽小野田市斎場条例等関係法令を遵守し、斎場の設置目的に沿った管理を行う。

- ① 施設設置の目的に沿った管理運営を行い、その実現に向け最大の努力を行うこと。
- ② 平等な利用を確保し、利用者のサービスの向上を図るため、円滑な運営と施設及び設備の適切な維持管理を行うこと。
- ③ 利用者の安全を図るとともに、利用者本位の運営を行い、利用者の意見や要望を反映させること。
- ④ 効率的な運営を行うとともに、環境負荷の低減と施設の保全に努め、運営費の縮減に努めること。

- ⑤ 施設管理に係る情報は、市に準じた開示を行うこと。
- ⑥ 個人情報の保護を徹底すること。
- ⑦ 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

《関係法令等（主要な法令等）》

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
 - ・ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）
 - ・ 山陽小野田市斎場条例（平成17年条例第124号）
 - ・ 山陽小野田市斎場条例施行規則（平成17年規則第114号）
 - ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
 - ・ 山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年条例第9号）
 - ・ 山陽小野田市情報公開条例（平成17年条例第8号）
 - ・ 山陽小野田市財務規則（平成17年規則第52号）
 - ・ 山陽小野田市指定管理者指定手続条例（平成17年条例第226号）
- ※ 関係法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

3 指定管理者が行う管理運営業務の範囲

(1) 体制

管理運営業務を実施するため、適切に人員を配置すること。

- ① 管理運営業務全般の責任者として、総括責任者を置くこと。
- ② 従事者の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮し、利用者の要望に応じた対応をとること。
- ③ 従事者の資質を高めるため、施設の管理運営に必要な知識と技術を習得させるため、研修等の実施に努めること。
- ④ 指定管理者が雇用する従事者については、地元からの雇用を優先すること。

(2) 業務取扱時間及び休日

- 業務取扱時間 午前9時から午後6時まで（死体の搬入は午後4時まで）
- 休日 山陽小野田市斎場条例及び山陽小野田市斎場条例施行規則を改正し、平成31年7月1日（供用開始日）から休日を1月1日及び友引の日

とする。(予定)

ただし、1月2日又は12月31日が友引の場合は、休日としない。

- ※ 休日の火葬申込受付は行うので、指定管理者において対応すること。
- ※ 業務取扱時間及び休日について、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができる。
- ※ なお、災害・感染症の発生等により臨時休業する場合は、事前に市と協議した上、告知すること。

(3) 斎場の使用の許可並びに公金の徴収及び収納（胞衣及び身体の一部に係るものに限る。）

- ① 胞衣及び身体の一部に係るものについて施設の使用許可を行うこと。
- ② 上記①に係る使用料の徴収及び収納の事務を行うこと。

なお、使用料については、すべて市の収入とする。

(4) 火葬業務

受付業務、火葬業務等火葬に係る業務を行うものとする。

- ① 施設の使用申込みを受け付ける際には、公平と平等を確保すること。
- ② 利用者本位の運営を行い、親切丁寧な対応を心がけること。
- ③ 要望や苦情、トラブル等は、迅速、適切に処理すること。
- ④ 重要事項や指定管理者への要望、苦情等は速やかに市に報告すること。

なお、業務の主な内容は以下のとおりである。

項 目	業務内容
使用申込受付業務	○ 使用者から斎場の使用の申込みを受け付け、使用者に回答すること。
受付業務	○ 使用者から提出された斎場使用許可証及び死体埋火葬許可証を受理し、内容を確認すること。 ○ 火葬後、死体埋火葬許可証を返付すること。
炉前業務	○ 棺、遺族を告別・収骨室に誘導するとともに、告別終了後は遺族立会いのもと棺を火葬炉に入炉し、点火すること。 ○ 遺族に出炉予定時間を説明すること。

火葬業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な焼骨の状態になるまで、火葬炉の運転を安全に行うこと。 ○ 遺族の気持ち等に配慮して火葬業務を行うこと。 ○ 火葬中に機器等のトラブルが発生した場合は、原因を追求し、適切に対処するとともに、安全を優先したうえで火葬の完了に努めること。
収骨業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼骨を火葬炉から出炉し、安全に収骨できるよう準備を整えること。 ○ 遺族の収骨作業に適切な指導及び補助を行うこと。 ○ 収骨できなかった遺骨は、喪主又は遺族代表の同意を得て処理すること。 ○ 収骨終了後、遺族の円滑な退出を誘導すること。
残骨灰処理業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 残骨灰は、指定管理者の責任により、収集運搬から中間処理並びに最終処理について、適切な処理を行うことができる業者を選定し、処分方法等の報告を求めること。
待合室業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺族が快適かつ静かに待ち時間を過ごすことができるように湯茶の準備を行い、退室後は、片付け及び清掃を行うこと。
報告業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火葬状況報告書を作成し、市に報告すること。

(5) 斎場の維持管理に関する業務

- ① 敷地内にあるすべての施設設備の維持管理を行うとともに、効率的な運営を図り、環境負荷を低減させること。
- ② 保守管理や修繕に必要な知識や技術・資格を有しない場合は、市と協議し、承認を得て一部を専門業者に委託する等して、機能と清潔の保持に努めること。
- ③ 施設設備を維持管理するため、次の資格保有者を最低限度として、配置すること。
 - 防火管理者 1名
 - 危険物取扱者免状（甲種又は乙4類）所持者（防火管理者が兼ねてもよい。）

ア 保守管理・点検

- ・ 施設内の設備（空調、受水槽、地下タンク等）については、法令を遵守した点検、良好な維持管理及び故障時の修理を行うこと。
- ・ いずれの保守点検の場合も、消耗品、作業費等一切の費用は指定管理者が負担すること。
- ・ 受水槽については、年に1回以上水質検査を行うこと。
- ・ 建物の不具合、雨漏り、壁のひび、庭木の枯死など施設を管理する上で重大な不具合が発生したときは、速やかに市に報告すること。

イ 清掃

- ・ 常に快適な環境を保つため、法令等を遵守し、日常清掃及び定期清掃、消毒等を組み合わせ適切に行うこと。

ウ その他施設の管理に関すること。

- ・ 消耗品等の購入、各種契約、施設及び設備の修繕（火葬炉及び火葬に係る機械類の修繕並びに1件10万円（税込み）を超える修繕を除く。）に要する経費、光熱水費・通信運搬費・テレビ受信料等の支払いなどすべての事務を行うこと。

なお、業務の主な内容は次のとおりである。

項目	業務内容
火葬炉等維持管理業務	○ 火葬炉の性能及び機能を維持するため、火葬炉及び関連設備の点検、修繕、調整等を適宜、定期的、計画的に実施すること。
火葬炉設備保守業務	○ 年2回以上保守点検を行うこと。なお、火葬炉の設備保障期間は、平成33年11月までである。その後の保守点検については、火葬炉の施工業者である(株)宮本工業所に委託すること。
日常清掃業務	○ 利用者が快適な環境のもとで施設利用ができるよう斎場施設内及び敷地を常に美しく衛生的に保つため、清掃、除草、植栽管理等を適宜実施すること。

警備業務	○ 火災・盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止するため、定期的に施設を巡回して不審者・不審物及び施設内の異常箇所の発見に努めるとともに、施設内の鍵の収受・保管を行うこと。また、休日及び夜間は、機械警備を行うこと。
------	--

(6) 災害時の安全確保

- ① 自然災害、人為災害、事故及び自らが原因者・発生源になった場合等のあらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態があった場合は、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、市をはじめ関係機関に通報すること。
 - ア 火災、事故等の緊急時における利用者に対する避難誘導及び関係機関（警察署、消防署等）への通報を行うこと。
 - イ 停電時等における施設の復旧を遅滞なく行うこと。
 - ウ その他利用者に対する対応に万全を期すること。
- ② 災害に備え、事前に予防対策を講じること。
 - ア 危機管理体制を築くとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。
 - イ 監督官庁から指摘があった場合は、ただちに改善すること。

(7) 衛生環境の確保

斎場から排出されるごみについては、事業所ごみとして指定管理者が適切に処理すること。

(8) 事業報告

- ① 毎月、報告書を作成し、期限までに市に提出すること。
 - ② 事業年度ごとの報告書は、事業年度の終了後1か月以内に市に提出すること。
- * 市は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(9) その他

- ① 施設に対する問い合わせに対応できる知識の習得

- ② 備品台帳の整備と所在の確認
- ③ 施設設備の大規模な修繕や改修についての提案

4 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び斎場の設置目的に沿った管理

- ① 墓地、埋葬等に関する法律、山陽小野田市斎場条例等関係法令及び別に定める協定書の定めを遵守し、斎場の設置目的に沿って、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- ② 指定管理者は、市長が必要と認める場合を除き、斎場をその目的以外に使用することはできない。
- ③ 市の承認なしに、施設の設備及び備品を第三者に譲渡し、転貸し、又は貸借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定することはできない。

(2) 入場の制限

公の秩序又は善良の風俗を乱し、公益に反するおそれがあるときは、斎場の入場を拒否し、又は退場を命令することができる。

(3) 斎場使用料（胞衣又は身体の一部のみ）の徴収事務

使用者の入場時に市が定める斎場使用料（胞衣又は身体の一部のみ）を徴収する。

なお、使用料についてはすべて市の収入とする。

(4) 業務の委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託してはならない。また、一部の業務を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面により市の承認を得なければならない。

(5) 指定管理者の適正な運営の確保

指定管理者は、管理運営にあたり、利用者の平等利用の確保に努め、利用者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。また、正当な理由がない限り施設の利用を拒んではならない。

(6) 個人情報の保護に関する事項

- ① 業務上知り得た個人情報については、山陽小野田市個人情報保護条例

により、適正な取扱いをすること。

- ② 業務上知り得た個人情報の保護については、指定管理者でなくなった場合も同様とする。

(7) 情報の公開

- ① 公共施設の管理であることを認識し、山陽小野田市情報公開条例により、その管理運営についての透明性を高めるよう努めること。
- ② 個人情報の開示等、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、協定に定めるところにより遵守すること。

(8) 文書の管理

- ① 指定管理者は、管理業務に当たって、作成し、又は取得した文書について、適正な管理及び保存を行うこと。
- ② 指定管理者による管理業務に係る関係帳票及び経理関係書類について整備し、指定期間満了の日から5年間保持しなければならない。

(9) 公租公課

事業所税等の公租公課はすべて指定管理者の負担とする。

5 備品

(1) 備品

- ① 市は現に所有する備品については、指定管理者に無償で貸与する。なお、新たに必要な備品の整備については、指定管理者の負担とする。
 - ② 指定管理者が備品等を購入した場合はその所有権は指定管理者に属する。また、備品はあらかじめ市と協議のうえ、購入するものとする。
- (2) 市の所有に属する物品は備品台帳を備えてその保管に係る物品を管理し、購入及び廃棄等による異動について定期的に市に報告するものとする。

6 管理業務に従事する者に必要な知識及び人数の基準

(1) 従事者（施設管理及び事務）

- ① 類似施設の運営管理の実務経験を有するものを配置すること。
- ② 専任の従事者を配置すること。

(2) 従事者の心得

- ① 物腰、言葉遣いが穏やかで利用者に印象の良い対応ができること。
- ② 動作が機敏で、かつ機転の利いた対応ができること。
- (3) 従事者についての留意事項
 - ① 従事者の名簿を市に提出すること。
その者に異動があった場合も同様とする。
 - ② 従事者が負傷、疾病その他の理由により業務遂行に支障がある場合は、速やかに交代要員を確保すること。
 - ③ その他従事者の労務管理、安全衛生管理等については、関係法令を遵守し適切に行うこと。
 - ④ 自己研鑽及び応接態度・技術の向上等の管理指導など服務規律については従事者に十分に教育を行うこと。
 - ⑤ 管理業務にあたっては、本市担当職員との連絡を密にし、速やかに事務処理を行うこと。

7 管理業務に関し、市及び指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 管理業務に関し、市が費用及び危険を負担する範囲

- ① 火葬に直接必要な灯油に要する経費
- ② 火葬炉及び火葬に係る機械類の修繕並びに1件10万円（税込み）を超える施設及び設備の修繕に要する経費
- ③ 機械警備業務に要する経費
- ④ 施設の増改築に要する経費
- ⑤ 建物損害保険に要する経費
- ⑥ 業務内容の変更

市の要請により管理業務内容を変更する場合、それに要する費用が当初の収支予算額を大幅に超える場合は、市の負担とする。

(2) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

- ① 管理業務に関し、当初の予算以上の費用がかかっても、市は費用の補填は行わない。
- ② 施設及び設備の修繕（火葬炉及び火葬に係る機械類の修繕並びに1件10万円（税込み）を超える修繕を除く）に要する費用は指定管理者が

負担する。

- ③ 施設設備及び備品が使用に耐えない場合又は損傷した場合で、その原因が指定管理者により発生し、重大かつ明白な過失があると認められる場合は、その損害の全部又は一部について指定管理者が賠償するものとする。
- ④ 管理上の瑕疵による事故及び臨時休場等に伴う利用者に対する損害については、指定管理者が負担する。
- ⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えたときは、指定管理者が賠償する。
- ⑥ 事故等が発生したときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかにその状況及び対応内容等を市に報告すること。

(3) 指定の取消し等

- ① 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化した場合及び指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定を取り消すことができる。この場合に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとする。
- ② 指定管理者が市の指示に従わないときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- ③ 不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合には、市と指定管理者との間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、市はその指定を取り消すことができる。
- ④ 前記のほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、双方が誠意を持って協議し、決定する。

※ 市と指定管理者のリスク分担等の一覧は、13・14ページのとおり

8 経 理

(1) 指定管理者の収入

指定管理料

※ 斎場使用料については、すべて市の収入とする。

(2) 指定管理者の負担

- ① 人件費（現場職員の給料、交通費等）
- ② 業務管理費（業務全般の総合調整に関する経費、現場職員の福利厚生費等）
- ③ 事業費
- ④ 一般管理費（法定福利費等）
- ⑤ 施設費（消耗品、光熱水費、燃料費（火葬に直接必要な灯油代を除く）、印刷製本費、通信運搬費、保守点検、施設及び設備の修繕（火葬炉及び火葬に係る機械類の修繕並びに1件10万円（税込み）を超える修繕を除く））

(3) 経理の明確化

指定管理に係る業務の経費は、指定管理者が行っている他の事業と区別し、明確にすること。

(4) 決算報告

指定管理者は、法人の毎年度の決算が確定してから1月以内に、法人の決算書及び関係書類を市に提出すること。

9 協 定

議会の議決をもって指定管理者を指定した後、市と指定管理者は、業務を実施するうえで必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結する。

協定に定める事項

- ・事業計画に関する事項
- ・市が支払うべき管理費用に関する事項
- ・管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・事業報告に関する事項
- ・その他必要と認める事項

10 事業評価

(1) 事業評価

市は、指定期間中に提出された報告書等に基づき事業評価を実施する。

(2) 是正勧告

事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は是正勧告を行い、当該勧告対象となった事項に改善がみられない場合、市は指定管理者に対する支払いの停止、支払額の減額又は指定管理者の指定の取消しなどの措置を行うことがある。

11 引継ぎについて

(1) 協定締結後、速やかに業務引継ぎを行うものとする。

(2) 引継ぎに係る業務のために要した費用については、指定管理者の負担とする。

(3) 指定期間終了又は指定取消により、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要な資料を提出しなければならない。

12 監査

監査委員等が市の事務を監査するのに必要があると認める場合、市は帳簿書類その他の記録を提出させるとともに、監査会場への出席を求め、実地に調査することができる。

13 その他

(1) 指定管理者の業務以外で斎場を使用する場合の取り扱い

施設内に自動販売機等を設置する場合は、設置に係る費用は設置者が負担するものとし、利用収入は設置者のものとする。ただし、自動販売機等を設置する場合において、既存施設の増改築は認めない（ただし、軽微なものを除く）。

(2) この仕様書に定めのない事項並びに指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が誠意を持って協議し決定するものとする。

市と指定管理者のリスク分担表

項 目		市	指 定 管 理 者
応募手続	公募に関して市が公表した資料の誤り、変更等に関するもの	○	
	応募費用に関するもの		○
法令改正	本事業に係る根拠法令の改正、新たな規制立法などの成立など	○	
税制改正	一般的な税制変更		○
	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更（消費税率の変更含む）	○	
許認可	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
利用者	指定管理者が行う管理に対する苦情など		○
環境	市の要求に起因する環境問題（騒音・振動など）	○	
	指定管理者が行う管理に起因する環境問題		○
第三者賠償	市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害	○	
	指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害 ※但し、市が加入する「全国市長会市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合あり		○
	上記以外の理由により第三者に与えた損害		リスク条件に 応じる
事業中止・ 変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など（不可抗力を除く）		○
業務内容変 更	市の指示による業務内容の変更によるもの	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更		○

不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱暴動など双方の責任でない自然的、人為的な現象）による業務の変更、中止	○	
	不可抗力により第三者に与えた損害	○	
	不可抗力による事故時の適切な処理		○
	不可抗力による市所有の施設、設備、備品等の損害	○	
	不可抗力による指定管理者所有の設備、備品等の損害		○
施設及び設備の損傷	市の責任に帰すべき理由によるもの	○	
	指定管理者の責任に帰すべき理由によるもの		○
	経年劣化、第三者の行為で相手方の特定できないもの（火葬炉及び火葬に係る機械類の修繕並びに1件10万円を超える修繕を除く）		○
	経年劣化、第三者の行為で相手方の特定できないもので上記以外のもの	○	
維持管理費	市の指示による維持管理費の増大	○	
	市の指示以外の要因による維持管理費の増大（物価変動、金利変動、資金調達など）		○
終了手続	指定管理期間終了時の施設の水準の保持		○
	事業の終了時における手続に関する諸費用		○

* 想定外の事由やリスク分担に疑義が生じたときは、双方の協議によるものとする。

山陽小野田市斎場指定管理者審査基準表

事業所名()

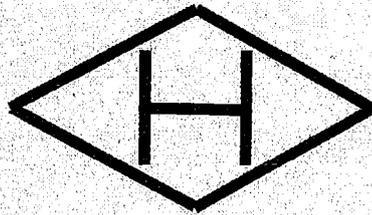
審査項目	審査基準	配点	
I 公の施設の設置目的及び市が示した管理運営方針の理解と整合性について(6点満点)			
①施設の設置目的及び管理運営方針の理解(3点満点)			
*審査基準の要点 施設の設置目的及び市の示した管理運営方針に対する応募者の認識を問います。事業計画書の記載内容、プレゼン及びヒアリングから理解の程度を判断します。事業計画書(様式2)2. ①. ②			
	施設の設置目的及び市の示した管理運営方針に対し、理解が非常に深く、実現性が高い。	3	
	理解はあるが、実現性はやや欠ける。	2	
	理解があまりなく、実現性も低い。	1	
	理解がない。	0	
②応募の動機・意欲・熱意・整合性(3点満点)			
*審査基準の要点 応募の動機が、市の管理運営方針に整合しているか、事業の指定を受けて4年9ヶ月間、責任を果たしていく意欲・熱意があるかを提出された事業計画書の記載内容、プレゼン及びヒアリングからその程度を判断します。事業計画書(様式2)2. ①			
	応募動機の正当性、事業への意欲・熱意、管理運営方針との整合性が、非常に高い。	3	
	整合性が、高い。	2	
	整合性がある。	1	
	整合性が、あまりない。	0	
II 安定的な運営が可能となる基盤について(7点満点)			
①団体の活動状況(2点満点)			
*審査基準の要点 提出の事業計画書の記載内容、登記事項証明書・定款等の添付書類、プレゼン及びヒアリングから、団体の活動実績を問います。			
	過去2年以上の活動実態があり、定款等もあって、収支報告も適正にされている法人・団体	2	
	過去の活動期間が2年未満、又は新たに設立された法人・団体	1	
	活動実態がない、定款がない、収支報告がされていない法人・団体	0	
②団体の財務状況(2点満点)			
*審査基準の要点 提出の決算書の記載内容、登記事項証明書・市税の滞納がないことの証明等の添付書類、プレゼン及びヒアリングから、団体の財政状況を問います。			
	過去2年間、適正な財務処理がされていて、債務超過がない法人・団体で、リスクに耐えうる良好な財力を持つ。	2	
	債務超過があるが、過去2年間適切な財務処理がなされている。	1	
	財務状況に懸念がある。債務超過であるなど安定経営に疑問がある。	0	
③類似施設の運営経験(3点満点)			
*審査基準の要点 応募団体の類似施設運営経験によって、区別します。(様式2)1			
	火葬場の指定管理実績がある団体	3	
	葬祭業の運営実績がある団体	2	
	他の公共施設の指定管理実績がある団体	1	
	上記の経験がない団体	0	
III 利用者対応・サービス向上策等について(14点満点)			
①利用の平等性(3点満点)			
*審査基準の要点 提出書類の記載内容、プレゼン及びヒアリングから、公の施設の利用許可に際し、利用の平等の確保に対する応募者の認識の程度を問います。事業計画書(様式2)3. ①			
	平等な利用を図る具体的な方策があり、かつ実現性が高い。	3	
	平等な利用を図るための方策がある。	2	
	平等な利用を図るための方策はあるが、実現性が乏しい。	1	
	平等な利用を図る考えがない。	0	
②利用者の要望・意見への対処及びトラブル未然防止(5点満点)			
*審査基準の要点 要望や苦情、トラブルへの対処、未然防止策に対する応募者の認識の程度を、提出書類の記載内容、プレゼン及びヒアリングから判断します。事業計画書(様式2)3. ②			
	要望・苦情・トラブル等の対処に対する具体的な方策があり、かつ実現性が高い。	5	
	要望・苦情・トラブル等の対処に対する方策はある。	3	
	要望・苦情・トラブル等の対処に対する方策はあるが、実現性が乏しい。	1	
	対処方法を考えていない。	0	
③サービス向上策、利用しやすい配慮(3点満点)			
*審査基準の要点 サービス向上策等についての提案内容を審査します。事業計画書(様式2)3. ③			
	具体的な提案が複数あり、かつ実現性が高い。	3	
	具体的な提案があり、かつ実現性が高い。	2	
	提案はあるが、具体性・実現性が乏しい。	1	
	具体的提案がない。	0	
④個人情報の保護対策(プライバシーポリシー)及び情報開示(3点満点)			
*審査基準の要点 情報セキュリティ対策、情報開示への対応等、情報管理に対する応募者の認識を問います。事業計画書(様式2)3. ④			
	指針の作成など、具体的かつ効果的な対策がある。	3	
	効果的な対策がある。	2	
	対策はあるが、実現性が乏しい。	1	
	対処方法を考えていない。	0	

山陽小野田市斎場指定管理者審査基準表

事業所名()

審査項目	審査基準	配点	
IV 施設の維持管理・保守点検管理の適正について(7点満点)			
①維持管理・保守点検管理の適正(7点満点)			
*審査基準の要点 施設設備・備品管理、保守点検管理の計画や方法が、法令を遵守し、仕様書に示した基準に照らして適正であるか、提出書類の記載内容、プレゼン及びヒアリングから判断します。事業計画書(様式2)5			
	施設設備に対する法令を遵守した点検、修繕計画、衛生環境の確保、保守管理・修繕に必要な資格者の配置、環境負荷低減への配慮等詳細な具体策があり、市の示した仕様以上の管理体制である。	7	
	具体的な対策があり、市の仕様どおりの管理体制である。	5	
	具体的な対策はないが、ヒアリングで確認できた。	3	
	管理に対する考えが不十分。	0	
V 施設の管理運営に係る経費の内容について(5点満点)			
①収支計画の妥当性(3点満点)			
*審査基準の要点 収支計画が適正な算出に基づいて計画されているか、提出書類、プレゼン及びヒアリングからその程度を判断します。事業計画書(様式2)8			
	具体的な根拠をもって、かつ事業計画に基づく綿密な収支の分析・積算を行っている。	3	
	根拠・事業計画に基づく収支の分析・積算を行っていて、赤字の可能性は低い。	2	
	収支の分析・積算に曖昧な点があり、赤字の可能性がある。	1	
	根拠がなく、または希望的観測で積算し実現性がない。	0	
②指定管理料(2点満点)			
*審査基準の要点 指定管理料の提示額で、区別します。事業計画書(様式2)7			
	指定管理料の提案額(税抜)が、市の示した限度額の95%未満 【提案額(税抜)が 98,695,500円未満】	2	
	指定管理料の提案額(税抜)が、市の示した限度額の95%以上100%未満 【提案額(税抜)が 98,695,500円以上 103,890,000円未満】	1	
	指定管理料の提示額(税抜)が、市の示した金額と同額。 【提案額(税抜)が 103,890,000円】	0	
VI 施設の管理運営に係る組織体制について(11点満点)			
①組織体制、人員配置、有資格者の確保及び雇用計画(5点満点)			
*審査基準の要点 組織体制等の適正について、提出書類の内容、プレゼン及びヒアリングからその程度を判断します。事業計画書(様式2)4. ①			
	総括責任者・有資格者・従事者の配置が適正で、円滑な運営のための具体的な配置や勤務時間等の体制が整っている。	5	
	総括責任者等が適正に配置されている。	3	
	総括責任者等の配置が曖昧で、具体的な配置や勤務時間等の体制に不備があるが、ヒアリングで確認ができた。	1	
	組織体制・人員配置等が未定である。	0	
②指導育成・研修体制の妥当性(2点満点)			
*審査基準の要点 研修体制の適正について、提出書類の内容、プレゼン及びヒアリングからその程度を判断します。事業計画書(様式2)4. ②			
	研修計画等の内容が的確で優れていて、かつ実現性が高い。	2	
	研修計画等は具体性に示されているが、実現性が乏しい。	1	
	研修計画等がない。	0	
③災害時・緊急時の危機管理体制・対応(2点満点)			
*審査基準の要点 災害・緊急対応に対する応募者の認識を問います。事業計画書(様式2)4. ③			
	災害時・緊急時の危機管理体制や対応が具体的で、かつ実現性が高い。	2	
	体制・対応はあるが、具体性に欠ける。	1	
	体制・対応が妥当でない。	0	
④法令遵守の適正(コンプライアンス)(2点満点)			
*審査基準の要点 コンプライアンス(墓理法・条例・税法・労働法・協定事項)に対する応募者の認識を問います。事業計画書(様式2)4. ④			
	法令遵守に関して幅広く理解がある。	2	
	法令遵守に関して十分ではないが理解がある。	1	
	法令遵守に関する考えがない。	0	

得点合計	/50
------	-----



有 限 会 社
北 斗 産 業

添付書類目次

資料1	指定管理者指定申請書	1枚	P.1
資料2	事業計画書	5枚	P.2~P.6
資料3	同意書	1枚	P.7
資料4-1	第55期決算報告書	6枚	P.8~P.13
資料4-2	第56期決算報告書	6枚	P.14~P.19
資料5	定款	5枚	P.20~P.24
資料6	履歴事項全部証明書 (登記事項証明書)	3枚	P.25~P.27
資料7	納税証明書	1枚	P.28
資料8	過去実績書類	4枚	P.29~P.32
資料9	会社概要及び資格関連	10枚	P.33~P.42
資料10	危機管理マニュアル	4枚	P.43~P.46
資料11	印鑑証明書	1枚	P.47

(様式 1)

平成 30 年 10 月 29 日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二 様

申請団体 所在地 北九州市小倉北区下富野 5 丁目 23 番 15 号
名 称 有限会社 北斗産業
代表者の氏名 徳岡辰男
電話番号 093-521-1581

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする団体

名 称 有限会社 北斗産業

事務所の所在地 山陽小野田市郡 4 5 6 番 7 号

2 管理を行おうとする公の施設の名称

山 陽 小 野 田 斎 場

3 添付書類

事業計画書

応募の資格及び要件に関する書類

定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類

登記事項証明書

市税等の滞納がないことを証明する書類

過去の管理実績がわかる書類

市長が必要と認める書類

()

(様式第2)

事業計画書

1. 基本事項

施設名	山陽小野田斎場				
団体名	有限会社 北斗産業	代表者	代表取締役 徳岡辰男		
団体所在地	福岡県北九州市小倉北区 下富野5丁目23番15号	設立年月日	昭和37年9月7日	従業員数	10人
電話番号	093-521-1581	Fax番号	093-521-2185	Eメール	ttokuoka@hokutoco.jp
主たる 事業内容	○山陽小野田市斎場指定管理者 ○山陽オートレース場 空調・給水保守管理 ○冷暖房機器販売設置及び修理運転管理 ○特別建築物空調・給水運転管理				
団体の 運営方針	斎場指定管理者としての業務を遂行し、行政の一環を担っていることを喜びとし、 斎場運営管理の更なる向上を図るため、職員の心身・技能・知識の向上に努める。				
経理状況	直近2か年度の決算報告書	類似施設運営の実績の有無	有(年)・無		

2. 管理運営方針

<p>① 施設の管理運営方針(概略)と応募の動機</p> <p>関係法令(墓地理葬法・地方自治法・山陽小野田市斎場条例等)を遵守し設備機能を十分発揮できる状態の保持管理に努める。平成21年度よりの10年間に現施設(山陽・小野田の両斎場)の指定管理者として取得した専門的な技術と経験を活かし、新斎場の運営に十分対処できると確信する。</p>
<p>② 指定期間の業務計画(全体・年度ごと)</p> <p>火葬技術管理者を3名有しており、新施設の有効活用に重点を置き、専門技術を生かし日常の点検業務を欠かすことなく火葬業務を実施する。</p> <p>新施設の新しさを保守し、庭園の管理(剪定・雑草駆除等)・施設内の清掃等、安全・清潔を常に心がけ運営・管理に当たる。</p>

3. 利用者対応・サービス向上策

<p>① 利用の平等性</p> <p>斎場指定管理仕様書に基づき業務を遂行する。</p> <p>行政の一環である公共施設の業務に従事していることを自覚し公平を保持する。</p>
--

② 利用者の要望・意見への対処及びトラブル未然防止策

ご遺族の代行者である葬儀社と密接な連絡をとり円滑な執行を心がける。

定期的な反省会を行い問題点を共有しトラブル防止に努める。

③ サービス向上策・利用しやすい配慮

庭園を含め敷地内の環境保全に努める。

待合室・告別室・炉前室・トイレの清掃を励行し清潔感を保つ。

ビル管(建築物環境衛生管理技術者)資格者による環境測定(浮遊粉塵量・CO2他)を年4回実施。

利用者よりアンケートを募り、サービス向上に努める。

④ 個人情報の保護対策及び情報開示への対応

関係法令集を抜粋し全員に配布。火葬埋葬許可証・運転日誌などの確実な保管を徹底する。

個別の問い合わせ等に関しては直接の回答は避け環境課を紹介する。

4. 管理運営体制

① 組織、配置職員数、勤務体制、有資格者の確保及び雇用計画

組織・有資格者は別紙参照 《事業計画書最終ページ P. 6》

配置職員数 7名 勤務体制 4週8休制

② 指導育成・研修方針

日本環境斎苑協会に加入し、研修・講習に積極的に参加し技術・知識の向上に努めるとともに、従事者全員の資質向上のため内部研修会を定期的を開く。

③ 災害時・緊急時の危機管理体制及び対応

別紙参照 《資料10 P. 43～P. 46》

④ 法例遵守への対応

関係法令集から必要部分を抜粋・コピーし全従事者に配布するとともに事務室に置き、常に意識して業務に従事するよう指導。

5. 維持管理・保守点検計画

維持管理計画・施設保全計画・保守点検の設備ごとの具体的な方法・修理方法・
日常清掃・定期清掃・場外施設の設定・美観保持・環境負荷低減への配慮 など

○維持管理計画・施設保全計画

施設の適正管理として当社電気技術者の点検に加え、専門的な知識と技術を有する
炉メーカーと保障期間の3年間は綿密な情報交換を行い保障後は定期点検を委託。
月に一度全員参加の点検をし、必要に応じ清掃を行い場内外諸設備の保全に努める。

○日常清掃

待合室・告別室・炉前室・渡り廊下・トイレ清掃。

火葬炉設備周辺点検・清掃。

玄関・出入口・駐車場の点検・清掃。

○定期清掃

年4回、当社技術者により空調設備フィルター点検・清掃。

年2回以上、再燃焼炉の点検・清掃。

○場外施設・美観保持

年1回、専門業者による樹木の剪定。

年4回以上、草刈及び除草剤散布。

年2回施設内害虫駆除・側溝掃除(主に落葉駆除)・屋上点検(煙突・排水・汚泥
除去・除草等)

○環境負荷低減への配慮

火葬燃料の低減:①ゴトク利用による火力アップ(熱風循環を向上)にて火葬時間の短縮。

②燃料・空気量の調整を行い最善の燃焼効果を図り火葬時間短縮。

6. 経費縮減策

経費節減の具体例・効率的な運営を行う手法 など

火葬設備の運転は、手間はかかるが出来るだけ手動運転を心がけたい。

(一般的には自動運転は手動運転より燃料使用が多い。)

火葬炉の燃焼効果を上げ、熱効率を利用した燃料削減を図る。

各室を定期的に巡回し、照明・給排水・空調の適正使用を確認する。

7. 指定管理料(消費税含まず)

年 度	金 額
31年度	15,622,000円
32年度	21,704,000円
33年度	21,704,000円
34年度	21,904,000円
35年度	21,904,000円
合 計	102,838,000円

※平成31年度については、平成31年7月1日から平成32年3月31日までの期間とする。

8. 収支計画

区 分		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	計	
項目	内 訳							
収 入	指定管理料	15,622,000	21,704,000	21,704,000	21,904,000	21,904,000	102,838,000	
	消費税	含まず					0	
							0	
	合 計	15,622,000	21,704,000	21,704,000	21,904,000	21,904,000	102,838,000	
支 出	人件費	賃金・社会保険料	12,956,000	17,275,000	17,275,000	17,275,000	17,275,000	82,056,000
	事務費	事務消耗品・通信費 ユニフォーム等	356,000	475,000	475,000	475,000	475,000	2,256,000
	管理費	設備維持費 (公共料金等)	1,526,000	2,035,000	2,035,000	2,035,000	2,035,000	9,666,000
	事業費	設備保守費 修繕費・原材料費等	858,000	1,429,000	1,429,000	1,629,000	1,629,000	6,974,000
	その他	テレビ受信料 研修費・雑費等	135,000	180,000	180,000	180,000	180,000	855,000
	地方税	県民税・事業税等	158,000	210,000	210,000	210,000	210,000	998,000
	消費税	含まず	0	0	0	0	0	0
	合 計		15,989,000	21,604,000	21,604,000	21,804,000	21,804,000	102,805,000

※平成31年度については、平成31年7月1日から平成32年3月31日までの期間とする。

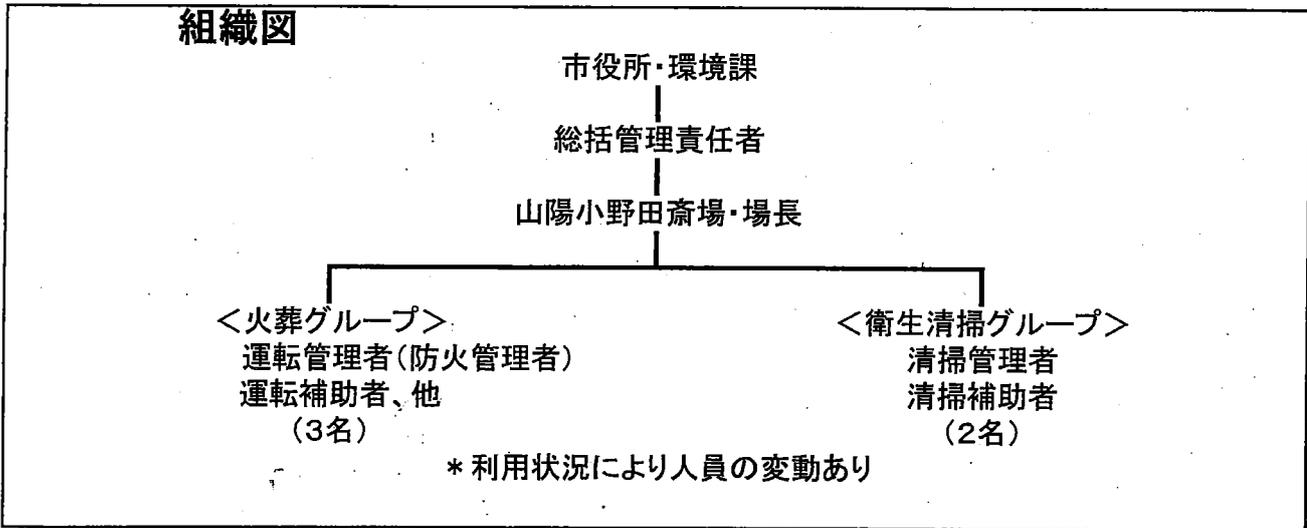
新斎場管理運営体制

＜企業理念＞

斎場指定管理者としての業務を遂行し
 市政の一環を担っていることを喜びとし
 斎場運営管理の更なる向上を図るため
 勤務職員の心身・技能・学識の向上に努める

1. 心ある対応
 御遺体には尊厳の心で接する
 御参列者様方にはご遺族の心情を推察して対応する
2. 規律ある行動
 市政の一環を担う業務であることを常に念頭に置き行動する
3. 企業品質の向上
 現状の施設・設備を最大限に活用しニーズに対応できるよう
 各個人のスキルアップ並びに知識の集積により技能集団としての企業に成長していく

＜斎場管理運営体制＞



＜資格一覧表＞

(斎場関連者) 平成30年9月末日現在

	建築物環境衛生 管理技術者	危険物取扱者 乙種4類	防火管理者 甲種	防災管理者	火葬技術管理士 1級	火葬場管理者 研修修了	救急救命
有資格者数	1名	3名	3名	2名	3名	3名	2名

(様式4)

同 意 書

平成 30 年 10 月 29 日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二 様

申請団体 所在地 北九州市小倉北区下富野5丁目23番15号

名 称 有限会社 北斗産業

代表者の氏名 徳岡辰男

電話番号 093-521-1581

申請団体（代表者を含む。）は、斎場の指定管理者の応募にあたり、市が市税等の公金滞納の有無を確認するため、納付状況調査を行うことに同意します。

公金の種類

- ・市税
- ・国民健康保険料
- ・介護保険料
- ・保育料
- ・市営住宅使用料
- ・水道料金
- ・下水道使用料
- ・下水道事業受益者負担金
- ・農業集落排水施設使用料

*法人の場合は、会社印及び代表者印を押してください。

第 5 5 期

決 算 報 告 書

平成 28 年 9 月 1 日から

平成 29 年 8 月 31 日まで

有 限 会 社 北 斗 産 業

(法人番号:6290802005889)

(単位:円)

科 目	金 額		
I 売上高	44,584,202	44,584,202	44,584,202
II 売上原価		26,476,883 ⁰	
II 売上原価		26,476,883 ⁰	26,476,883
II 売上高			18,107,319
III 販売費及び一般管理費		15,445,264	15,445,264
III 販売費及び一般管理費			2,662,055
IV 営業外収益		184	
IV 営業外収益		5,500	5,684
V 営業外費用		5,600	5,600
VI 特別利益		0	0
VII 特別損失		2,605	2,605
税引前当期純利益		756,700	2,659,534
法人税及び住民税			756,700
当期純利益			1,902,834

販売費及び一般管理費の計算内訳

平成28年 9月 1日から
平成29年 8月 31日まで

(単位:円)

科 目	金 額
旅費	1,130,782
役員交	2,713,000
通報	200,849
生報	1,078,204
却	840,000
代家	116,602
繕費	193,320
用信	462,036
道光	2,773,119
熱	1,682,914
税公	220,674
待交	259,990
際	1,462,447
保料	842,241
備消	32,600
管耗	181,781
諸諸	1,254,705
会費	
議費	
合 計	15,445,264

工事原価報告書

平成28年 9月 1日から
平成29年 8月 31日まで

(単位:円)

科 目	金 額
I 材料	
期首材料	237,287
仕入	3,743,001
合計	3,980,288
期末材料	418,134
当期材料	3,562,154
II 労務	
賃金	12,658,200
賞与	365,000
雑費	5,989,310
厚生	2,014,127
当期労務	21,026,637
III 経外	
注加工	1,149,160
減価	95,085
保却	2,598
消	69,300
雑	568,979
当期	2,970
経費	1,888,092
当期総工事費用	26,476,883
当期首仕掛品	0
合計	26,476,883
期末仕掛品	0
当期工事原価	26,476,883

たな卸資産の計算内訳

平成29年 8月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額
原 材 料	418,134
合 計	418,134

株主資本等変動計算書

有限会社 北斗産業

平成28年 9月 1日から

平成29年 8月 31日まで

(単位:円)

I 株主資本			
1. 資本金	当期首残高		3,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>3,000,000</u>
2. 利益剰余金			
(1) 利益準備金	当期首残高		150,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>150,000</u>
(2) その他利益剰余金	当期首残高		150,000
別途積立金	当期変動額		0
	当期末残高		<u>150,000</u>
繰越利益剰余金	当期首残高		-6,782,115
	当期変動額		
	当期純利益	1,902,834	1,902,834
	当期末残高		<u>-4,879,281</u>
その他利益剰余金合計			
	当期首残高		-6,632,115
	当期変動額		
	当期純利益	1,902,834	1,902,834
	当期末残高		<u>-4,729,281</u>
株主資本合計			
	当期首残高		-3,482,115
	当期変動額		
	当期純利益	1,902,834	1,902,834
	当期末残高		<u>-1,579,281</u>
II 評価・換算差額等			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
III 新株予約権			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
純資産の部合計			
	当期首残高		-3,482,115
	当期変動額		
	当期純利益	1,902,834	1,902,834
	当期末残高		<u>-1,579,281</u>

個別注記表

平成28年 9月 1日から
平成29年 8月 31日まで

I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成15年4月1日以後に取得した取得価額30万円未満の資産については、取得時に費用処理しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式を採用しております。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数

3,000株

以上

第 5 6 期

決 算 報 告 書

平成 29 年 9 月 1 日から

平成 30 年 8 月 31 日まで

有 限 会 社 北 斗 産 業

(法人番号:6290802005889)

貸借対照表

代表者 徳岡 辰男

平成30年 8月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産 (5,196,776)	I 流 動 負 債 (7,054,310)
現金及び預金	4,002,066	未払法人税等	3,802,330
売掛金	1,164,996	未払消費税	204,700
前払費用	32,190	未払受取金	739,800
立替金	4,424	前預り金	2,228,850
貸倒引当金	△ 6,900		78,630
II 固 定 資 産 (2,447,598)	II 固 定 負 債 (660,000)
有形固定資産	2,220,276)	長期借入金	660,000
車両運搬具	5,939,116		
工具、器具及び備品	358,407		
減価償却累計額	△ 4,077,247		
		負債の部合計	7,714,310
無形固定資産	(137,322)	(純 資 産 の 部)	
電話加入権	137,322	I 株 主 資 本 (-69,936)
		1. 資 本 金	3,000,000
		2. 資 本 剰 余 金 (0)
投資その他の資産	(90,000)	3. 利 益 剰 余 金 (△	3,069,936)
出資	50,000	(1) 利 益 準 備 金	150,000
敷金・保証金	40,000	(2) そ の 他 利 益 剰 余 金 (-3,219,936)
		別 途 積 立 金	150,000
		繰 越 利 益 剰 余 金 △	3,369,936
		II 評 価 ・ 換 算 差 額 等 (0)
III 繰 延 資 産 (0)	III 新 株 予 約 権 (0)
		純 資 産 の 部 合 計	-69,936
資産の部合計	7,644,374	負債・純資産の部合計	7,644,374

(単位:円)

科 目	金 額		
I 売上高	41,632,146	41,632,146	41,632,146
II 売上原価		0	
前期当合期末売上		21,540,452	
当期当合期末売上		21,540,452	
前期当合期末売上		0	21,540,452
当期当合期末売上			20,091,694
III 販売費及び一般管理費		18,017,329	18,017,329
IV 営業外収益		191	
諸引当金戻入		5,600	5,791
V 営業外費用		6,900	6,900
経常利益			2,073,256
VI 特別利益		18,689	18,689
VII 特別損失		0	0
税引前当期純利益			2,091,945
法人税及び住民税		582,600	582,600
当期純利益			1,509,345

販売費及び一般管理費の計算内訳

工事原価報告書

平成29年 9月 1日から
平成30年 8月 31日まで

(単位:円)

科 目	金 額
旅費交通費	1,277,647
役員報酬	5,179,000
減価償却費	484,144
地代家賃	959,187
修繕費	840,000
事務用品	312,633
水道光熱費	140,741
租税公課	472,231
接待交際費	2,829,824
保険料	1,697,284
備品消耗品費	234,873
管理諸費	373,510
会議費	889,082
雑費	844,496
合計	27,540
	180,480
	1,274,677
	18,017,329

平成29年 9月 1日から
平成30年 8月 31日まで

(単位:円)

科 目	金 額
I 材料費	
期首材料仕入	418,134
期末材料仕入	514,080
当期材料費	932,214
前期材料費	0
合計	932,214
II 労務費	
賃金	11,233,200
賞与	300,000
厚生	7,031,885
当期労務費	1,757,237
前期労務費	20,322,322
III 経費	
動力	103,216
保険料	53,100
消耗品費	129,600
当期経費	285,916
当期総工事費用	21,540,452
期首仕掛品	0
期末仕掛品	21,540,452
当期工事原価	0
	21,540,452

株主資本等変動計算書

有限会社 北斗産業

平成29年 9月 1日から

平成30年 8月 31日まで

(単位:円)

I 株主資本			
1. 資本金	当期首残高		3,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>3,000,000</u>
2. 利益剰余金			
(1) 利益準備金	当期首残高		150,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>150,000</u>
(2) その他利益剰余金			
別途積立金	当期首残高		150,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>150,000</u>
繰越利益剰余金	当期首残高		-4,879,281
	当期変動額		
	当期純利益	<u>1,509,345</u>	<u>1,509,345</u>
	当期末残高		<u>-3,369,936</u>
その他利益剰余金合計	当期首残高		-4,729,281
	当期変動額		
	当期純利益	<u>1,509,345</u>	<u>1,509,345</u>
	当期末残高		<u>-3,219,936</u>
株主資本合計	当期首残高		-1,579,281
	当期変動額		
	当期純利益	<u>1,509,345</u>	<u>1,509,345</u>
	当期末残高		<u>-69,936</u>
II 評価・換算差額等	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
III 新株予約権	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
純資産の部合計	当期首残高		-1,579,281
	当期変動額		
	当期純利益	<u>1,509,345</u>	<u>1,509,345</u>
	当期末残高		<u>-69,936</u>

個別注記表

平成29年 9月 1日から
平成30年 8月 31日まで

I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成15年4月1日以後に取得した取得価額30万円未満の資産については、取得時に費用処理しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式を採用しております。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数

3,000株

IV. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、-23.31円であります。

2. 一株当たり当期純利益は、503.11円であります。

以上

=====
定 款
=====

有限会社 北斗産業

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、有限会社北斗産業と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 冷暖房機器の販売修理業
2. 土木建築工事用機械器具の販売修理業
3. 管工事業
4. 機械器具設置工事業
5. 清掃施設工事業
6. 貯水槽、受水槽の設備清掃工事業
7. 建築物清掃業
8. 空気環境測定業
9. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本社の所在地)

第 3 条 当社は、本店を北九州市小倉北区下富野五丁目23番15号に置く。

(広告方法)

第 4 条 当社の広告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式の総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、3,000株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。
当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社
が承認したものとみなす。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第 8 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に召集
し、臨時株主総会は、必要に応じて召集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数
の決定により社長がこれを招集する。社長に事故もしくは支障があるとき
は、あらかじめ定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

③ 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、株主にたいして招集通
知を発するものとする。

(招集手続きの省略)

第 9 条 株主総会は、株主全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催する
ことができる。

(議 長)

第10条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故もしくは支障があ
るときは、あらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決
権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、
出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。

(議決権の行使)

第12条 株主は、1株につき1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第13条 株主総会において、他の株主を自己の代理人として、その議決権を行使
できる。代理(委任状)を証する書面は、株主総会ごとに当社に提出す
るものとする。

- ② 代理人は、当会社株主とする。ただし、法人株主の場合は、当会社株主または法人株主の社内職員に限る。

(株主総会議事録)

第14条 株主総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印することを要する。

第4章 役員

(取締役の員数)

第15条 当会社の取締役は5名以内とする。

(資格)

第16条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第17条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(会社を代表する取締役及び社長)

第18条 当会社に取り締役を2名以上置く場合は、代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 会社を代表とする取締役は社長とする。
③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(報酬等)

第19条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第20条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第21条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して行う。

第6章 附 則

(法定外事項)

第22条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律その他法令によるものとする。

以上当社の現在定款である。

平成 29年 10月 18日

北九州市小倉北区下富野五丁目2番15号

有限会社 北斗産業



代表取締役 徳 岡 辰

履歴事項全部証明書

北九州市小倉北区下富野五丁目23番15号
有限会社北斗産業

会社法人等番号	2908-02-005889	
商号	有限会社北斗産業	
本店	北九州市小倉区大字富野927番地の14	
	北九州市小倉北区下富野五丁目23番15号	昭和49年 4月 1日変更
公告をする方法	官報に掲載してする	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
会社成立の年月日	昭和37年9月7日	
目的	1 冷暖房機器の販売修理業 2 土木建築工事中用機械器具の販売修理業 3 管工事業 4 機械器具設置工事業 5 清掃施設工事業 6 貯水槽、受水槽の設備清掃工事業 7 建築物清掃業 8 空気環境測定業 9 前各号に附帯関連する一切の事業 平成17年 3月15日変更 平成17年 3月30日登記	
発行可能株式総数	3000株	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3000株	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
資本金の額	金300万円	

北九州市小倉北区下富野五丁目23番15号
 有限会社北斗産業

株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
役員に関する事項	北九州市小倉北区下富野五丁目23番15号 取締役 中村 一郎	
	北九州市小倉北区下富野五丁目23番15号 取締役 中村 和江	昭和42年 1月10日就任 ----- -----
	千葉市若葉区若松町2090番地4カルム都賀101号 取締役 徳岡 典子	平成21年 4月 1日就任 ----- 平成21年 4月14日登記
	千葉市若葉区若松町2090番地4カルム都賀101号 取締役 徳岡 辰男	平成25年 3月18日就任 ----- 平成25年 3月21日登記
	千葉市若葉区若松町2090番地4カルム都賀101号 取締役 徳岡 はる 奈	平成28年10月15日就任 ----- 平成28年10月24日登記
	代表取締役 中村 一郎	----- 平成29年10月18日辞任 ----- 平成29年11月16日登記
	代表取締役 徳岡 辰男	平成29年10月18日就任 ----- 平成29年11月16日登記
支店	1 <u>山口県山陽小野田市大字埴生529番地1</u>	平成21年 4月 1日移転 ----- 平成21年 4月14日登記
	山口県山陽小野田市郡456番7号	平成30年 7月 6日移転 ----- 平成30年 7月 6日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 8月 1日移記	

北九州市小倉北区下富野五丁目23番15号
有限会社北斗産業

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(福岡法務局北九州支局管轄)

平成30年 8月13日

福岡法務局北九州支局
登記官

井 戸 広





納税証明書

納税証明第 6019 号

納税義務者	住所 (所在)	福岡県北九州市小倉北区下富野5丁目23番1.5号
	氏名 (名称)	有限会社 北斗産業

証明日現在において納期限の到来している市税については、未納の額はありません。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成30年10月23日

市長 藤田 剛二



※この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

資料 7



小野田斎場及び山陽斎場の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と有限会社 北斗産業（以下「乙」という。）とは、小野田斎場及び山陽斎場（以下「斎場」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市斎場条例（平成17年山陽小野田市条例第124号。以下「条例」という。）第15条の規定により指定管理者に指定された乙が行う斎場の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 甲は、条例第16条の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- (1) 斎場の使用の申込み受付に関する業務
- (2) 火葬業務
- (3) 斎場の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「山陽小野田市斎場指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、斎場が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

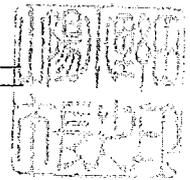
（指定の期間）

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成30年4月1日から

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛



乙 福岡県北九州市小倉北区下富野五丁目
23番15号
有限会社 北斗産業
代表取締役 徳岡辰





野田斎場及び山陽斎場の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と有限会社 北斗産業（以下「乙」という。）とは、小野田斎場及び山陽斎場（以下「斎場」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市斎場条例（平成17年山陽小野田市条例第124号。以下「条例」という。）第15条の規定により指定管理者に指定された乙が行う斎場の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 甲は、条例第16条の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- (1) 斎場の使用の申込み受付に関する業務
- (2) 火葬業務
- (3) 斎場の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「山陽小野田市斎場指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、斎場が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

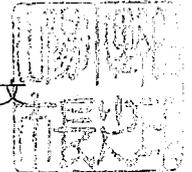
（指定の期間）

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成27年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

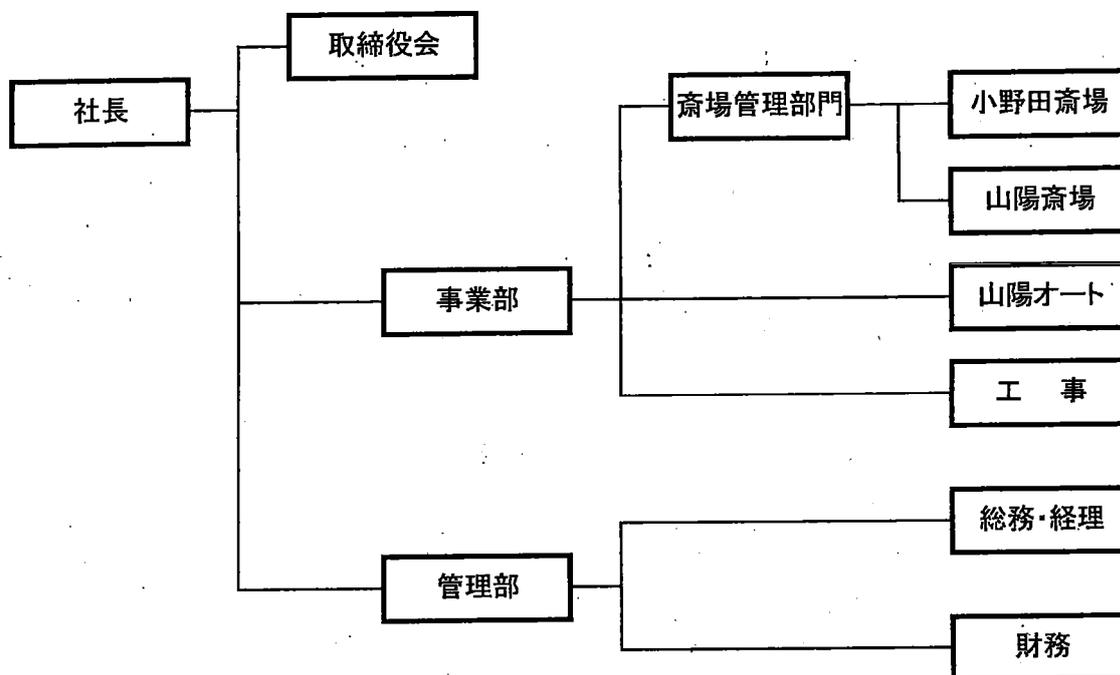


乙 福岡県北九州市小倉北区下富野五丁目
23番15号
有限会社 北斗産業
代表取締役 中村 一

会社概要

商号	有限会社 北斗産業	
本社	〒802-0023 福岡県北九州市小倉北区下富野5丁目23番15号	
事業所	山口県山陽小野田市大字埴生529番地1	
会社設立	昭和37年9月7日	
会社沿革	<p>会社設立当初は、ボイラー据え付け工事及び保守点検作業・空調管工事を主な業務とした。</p> <p>昭和38年10月、福岡県飯塚市の施設管理業者となり、飯塚オートレース場の空調暖房設備の設置・定期点検・整備を行う。</p> <p>昭和47年4月、山口県厚狭郡山陽町の施設管理業者となり、山陽町役場本庁・山陽オートレース場等、町施設の委託管理を受け、空調設備の据え付け・定期点検・整備を行う。</p> <p>昭和52年4月、山陽町本庁舎・支所・公民館、及び秋吉町(現・美祢市)公民館の特別建築物環境衛生管理業務を行う。</p> <p>昭和60年4月より山陽オートレース場に空調・給排水施設運転管理者を派遣。</p> <p>平成6年4月より(現)山陽小野田市文化会館に空調・電気・給排水運転管理者を派遣。</p> <p>平成8年4月より(旧)厚狭郡共立斎場に運転管理者を派遣。その後委託管理を経て</p> <p>平成21年4月より山陽小野田市の斎場指定管理者となり、現在に至る。</p>	
資本金	300万円	
代表取締役	徳岡 辰男	
社員数	15名	
免許資格	建築物環境衛生管理技術者	2名
	第1種電気工事士	1名
	廃棄物処理施設技術管理者	1名
	浄化槽管理士	1名
	溶接管理技術者2級	1名
	危険物取扱者乙種4類	4名
	冷凍フロン類取扱技術者・第2種	1名
	火葬技術管理士1級	3名 (NPO法人日本環境斎苑協会認定)
取引先銀行	北九州銀行 本店	山口銀行 厚狭支店 ゆうちよ銀行

・組織



平成27年10月1日改正

・事業内容

山陽オート (日本写真判定株式会社との契約)

電気・空調設備運転管理業務委託
選手宿舎運営管理業務委託

工事 (山陽小野田市との契約等)

空調設備の設置工事・電気配線工事・溶接加工作業など

齋場管理部門

(現状の山陽小野田市と指定管理者指定契約)

<企業理念>

齋場指定管理者としての業務を遂行し
市政の一環を担っていることを喜びとし
齋場運営管理の更なる向上を図るため
勤務職員の心身・技能・学識の向上に努める

1. 心ある対応

御遺体には尊厳の心で接する
御参列者様方にはご遺族の心情を推察して対応する

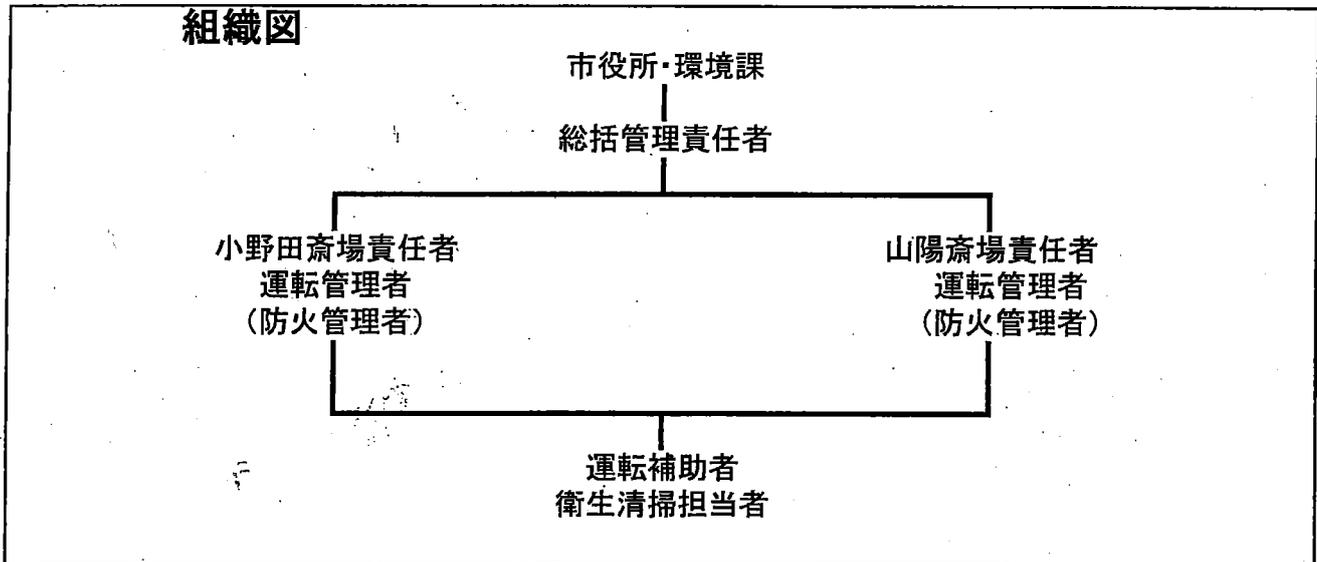
2. 規律ある行動

市政の一環を担う業務であることを常に念頭に置き行動する

3. 企業品質の向上

現状の施設・設備を最大限に活用しニーズに対応できるよう
各個人のスキルアップ並びに知識の集積により技能集団としての企業に成長していく

<齋場管理運営体制>



<資格一覧表>

(齋場関連者) 平成28年4月1日現在

	建築物環境衛生 管理技術者	危険物取扱者 乙種4類	防火管理者 甲種	防災管理者	火葬技術管理士 1級	火葬場管理者 研修修了	救急救命
有資格者数	1名	3名	4名	2名	3名	3名	2名



第 108636 号

建築物環境衛生管理技術者免状

本 籍 地 (国籍) 兵庫県

徳 岡 辰 男

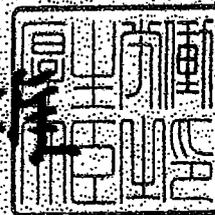
昭和 27 年 9 月 23 日生

建築物における衛生的環境の確保
に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)
第 7 条第 1 項の規定によりこの免状
を交付する

平成 24 年 11 月 5 日

厚生労働大臣

三井 雅雄



第24025号

修了証

徳岡辰男 殿

あなたは墓地、埋葬等に関する法律第12条に定める火葬場管理者を対象とする平成24年度火葬場管理者研修会において所定の課程を修了したことを証します。

平成24年8月31日

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会
理事長 奥村 明雄

第12713328号

資格認定証

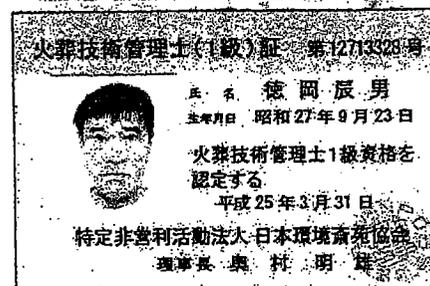
火葬技術管理士1級

徳岡 辰男 殿

墓地、埋葬等に関する法律第12条に定める火葬場管理者を技術的に補佐する火葬技術管理士養成講習を修了し、認定委員会において適格者と認められたので頭書の資格を認定します

平成25年3月31日

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会
理事長 奥村 明雄



JISZ3410-1999 (ISO14731) / WES8103 溶接管理技術者適格性証明書

氏名 徳岡 辰男

生年月日 昭和27年9月23日

交付年月日 平成23年9月4日

交付場所 千葉市消防局

交付番号 01955

交付知事 千葉

種類等

甲種			
乙種1類			
乙種2類			
乙種3類			
乙種4類	H23.08.02	01955	千葉
乙種5類			
乙種6類			
丙種			

写真の書換えは平成33年8月2日まで

1124 2302 3522

千葉市消防局 印

危険物取扱者免状

氏名 徳岡 辰男

生年月日 昭和27年09月23日 本籍 兵庫県

種類等	交付年月日	交付番号	交付知事
甲種			
乙種1類			
乙種2類			
乙種3類			
乙種4類	H23.08.02	01955	千葉
乙種5類			
乙種6類			
丙種			

写真の書換えは平成33年8月2日まで

1124 2302 3522

千葉市消防局 印

応急手当普及員認定証

氏名 徳岡 辰男

生年月日 昭和27年9月23日

認定年月日 平成23年9月8日

千葉市消防局 印

有効期間 平成23年9月8日から平成24年9月7日まで

再講習受講の記録

氏名 徳岡 辰男

生年月日 昭和27年9月23日

交付日 平成23年4月14日

防火管理者の証

交付番号 230052

種類 甲種 該当条項 令3-1-14

受講機関 千葉市消防長 修了証番号 2301052

資格確認 千葉市消防長 印

防災管理者の証

交付番号 *****

該当条項 *****

受講機関 ***** 修了証番号 *****

資格確認 千葉市消防長 印

113

応急手当インストラクター

とくおか たつお

徳岡 辰男

応急手当インストラクターとして技能を有することを証します

平成23年9月8日

千葉市消防局 印

平25 第 6 号

修了証

氏名 徳岡 辰男

生年月日 昭和27年9月23日

あなたは消防法施行令第47条第1項第1号の規定による防災管理新規講習の課程を修了されました。よってこれを証します。

平成25年4月25日

北九州市消防長 印

第24026号

修了証

河原田 均 殿

あなたは墓地、埋葬等に関する法律第12条に定める火葬場管理者を対象とする平成24年度火葬場管理者研修会において所定の課程を修了したことを証します。

平成24年8月31日

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会
理事長 奥村 明 雄

第12713329号

資格認定証

火葬技術管理士1級

河原田 均 殿

墓地、埋葬等に関する法律第12条に定める火葬場管理者を技術的に補佐する火葬技術管理士養成講習を修了し、認定委員会において適格者と認められたので頭書の資格を認定します

平成25年3月31日

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会
理事長 奥村 明 雄



危険物取扱者免状

氏名 河原田 均
生年月日 昭和27年08月20日 本籍 山口県



種類等	交付年月日	交付番号	交付知事
甲種	H22.08.10	01668	山口
乙種1類			
乙種2類			
乙種3類			
乙種4類			
乙種5類			
乙種6類			
丙種			

写真の審換えは
平成32年
8月10日まで
1354 2201 78
山口県
山口 河原田 均

平24 第 1153 号 修了証

氏名 河原田 均
生年月日 昭和27年8月20日

あなたは消防法施行令第3条第1項第1号イの規定による
甲種防火管理新規講習の課程を修了されました。
よってこれを証します。

平成25 年 3 月 14 日
北九州市消防長印

平25 第 38 号 修了証

氏名 河原田 均
生年月日 昭和27年8月20日

あなたは消防法施行令第47条第1項第1号の規定による
防災管理新規講習の課程を修了されました。
よってこれを証します。

平成25 年 11 月 7 日
北九州市消防長印



上級救命講習修了証

第 1310029 号

氏名 河原田 均

上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を有する
ことを認定します。

第25030号

修了証

磯崎 一巳殿

あなたは墓地、埋葬等に関する法律第12条に定める火葬場管理者を対象とする平成25年度火葬場管理者研修会において所定の課程を修了したことを証します。

平成25年8月28日

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会
理事長 奥村 明雄

第13014360号

資格認定証

火葬技術管理士1級

磯崎 一巳 殿

墓地、埋葬等に関する法律第12条に定める火葬場管理者を技術的に補佐する火葬技術管理士養成講習を修了し、認定委員会において適格者と認められたので頭書の資格を認定します

平成26年3月31日

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会
理事長 奥村 明雄



危険物取扱者免状

氏名 磯崎 一巳

生年月日 昭和28年01月18日 本籍 山口県

種類等	交付年月日	交付番号	交付知事
甲種			
乙種1類			
乙種2類			
乙種3類			
乙種4類	H20.08.11	01810	山口
乙種5類			
乙種6類			
丙種	S56.08.12	01090	山口



写真の替換えは

平成40年
6月12日まで
1354 2001 4450

山口県知事

別記様式第1号 (第2条の3関係)

第25 - 1 - 62号

修了証

氏名 磯崎 一巳

生年月日 昭和28年1月18日

あなたは消防法施行令第3条第1項第1号の規定による
甲種防火管理新規講習の課程を修了されました。
よってこれを証します。

平成25年5月31日

宇部・山陽小野田消防局消防長

「山陽小野田斎場(火葬場)の危機管理マニュアル」 No.1

<目的>

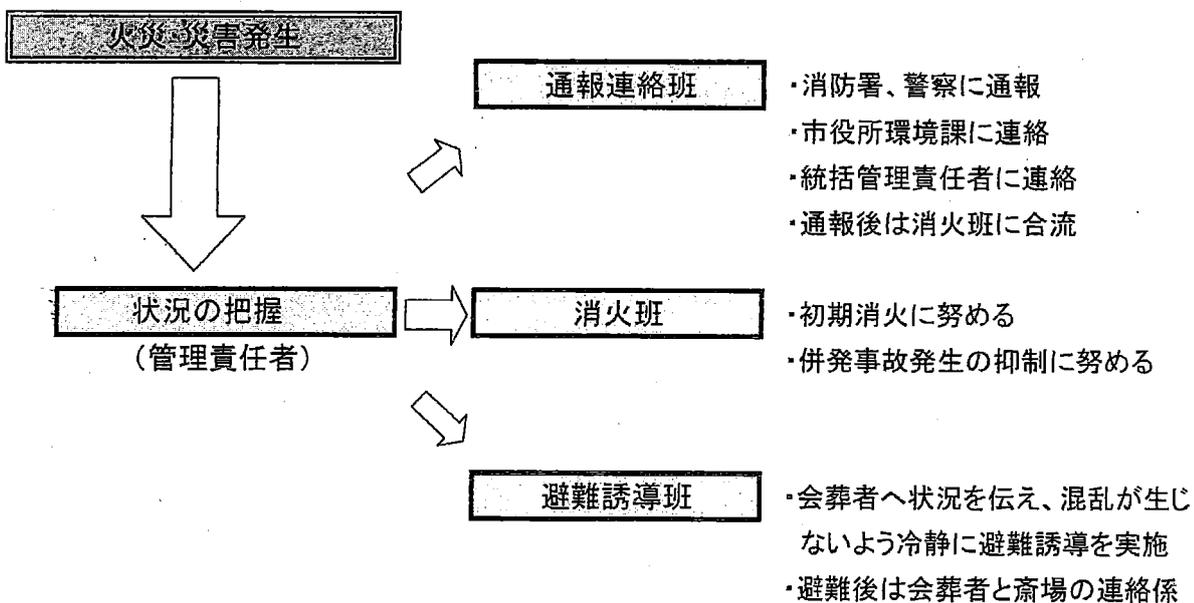
災害発生時において被害を最小限度に抑え、併発する事故等を抑制するためには、火葬場職員(従事者)及び関係者にあらかじめ状況を把握させること等により非常・異常事態が発生しても、迅速且つ適切な対応にて会葬者・従業者の安全確保並びに火葬の円滑化を図れるようにする。

<火災、災害に対する基本的な考え方>

発生する火災・災害は大きく想定し、発生の際には被害を最小限に抑えるため会葬者・従事者の安全対策を最優先としながら迅速且つ適切な対応をする。そのために、管理責任者は危険物取扱者(両斎場とも灯油燃料を使用している故、甲種または乙4種)・防火管理者(甲種)・火葬技術者管理士1級を取得し、防災にたいする方策については「消防対策」に基づく避難誘導、初期消火など防災訓練を年2回行うなど、従事者の意識啓発を進めると併行して非常時の対応について徹底し、災害等発生時の迅速且つ的確な対応に努める。

<災害発生時の連絡体制>

災害時・緊急時の連絡体制系統図を定め、設備の迅速な復旧に努める。



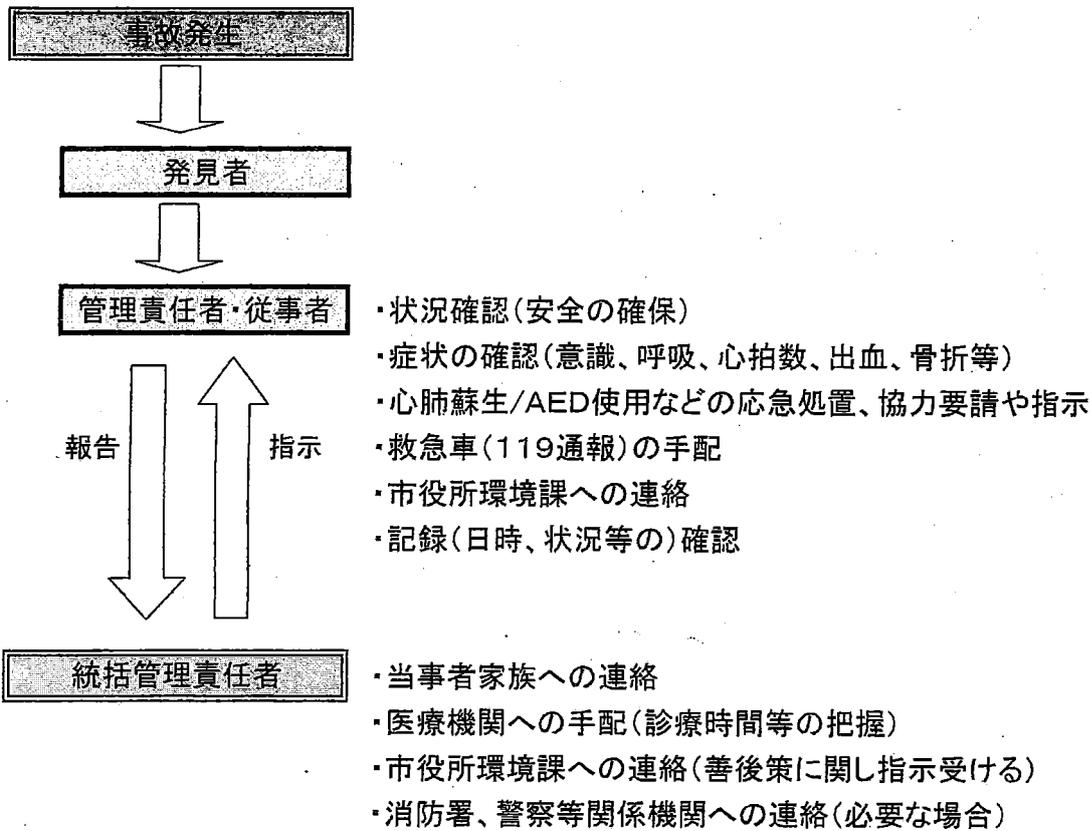
* 初期活動にて一定の沈静状態が得られた後、管理責任者は統括管理責任者並びに市役所環境課と再度連絡を取り、その後の対応に関する指示をうける。

「山陽小野田斎場(火葬場)の危機管理マニュアル」 No.2

＜人身事故発生による対応策＞

事故が発生した場合は、その状況に応じて迅速且つ適切な対応を行う、救急箱の常備・AEDの設置にて応急手当が出来る体制とする。従事者は全員、普通救命の資格を取得する。

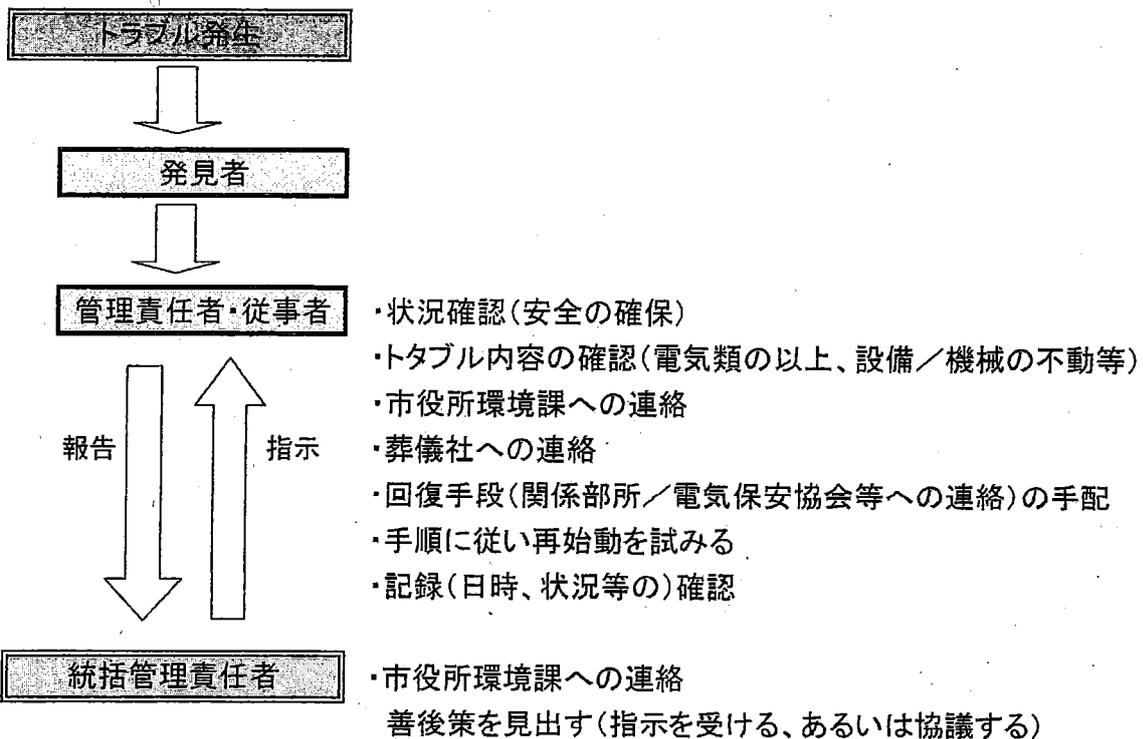
(現状、応急手当(救急救命)指導員・上級救命・普通救命の資格取得者は各1名)



「山陽小野田斎場(火葬場)の危機管理マニュアル」 No.3

<設備等の故障発生による対応策>

故障等のトラブルが発生した場合は、その状況に応じて迅速且つ適切な対応を行う、利用者(遺族等)への影響(遅延・実施不可能等)の可能性がある場合は、まず市役所環境課に連絡をし、善後策を見出す(協議・指示等にて)。



* 停電時の対応

新斎場は自力発電が設備されており、問題なく火葬を続行できる。

<緊急連絡先一覧表>

別資料として作成

<環境衛生への配慮>

両斎場施設全体の環境衛生保持のため、統括管理責任者は「建築物環境衛生管理技術者」の資格取得者とする。

緊急連絡網

・市役所(環境課) TEL 0836-82-1143 FAX 0836-83-2604
 木村 清次郎 (自宅) (携帯)
 湯浅 隆 (自宅) (携帯)
 志賀 博幸 (自宅) (携帯)

・小野田消防署 TEL 0836-83-0119 FAX 0836-83-0233
 【119番】

・山陽消防署 TEL 0836-71-0119 FAX 0836-71-1280

・山陽小野田警察署 TEL 0836-84-0110
 【110番】

・厚狭幹部交番 TEL 0836-72-0110

宇部市白石斎場 TEL 0836-21-0260
FAX 0836-21-0269
美祢市斎場「ゆうすげ苑」 TEL 0837-53-0649

北斗産業(本社) TEL 093-521-1581
FAX 093-521-2185

小野田斎場 TEL 0836-83-2889
FAX 0836-39-5121

山陽斎場 TEL 0836-72-0575
FAX 0836-72-0575

徳岡 辰男 自宅
 (総括管理責任者) 携帯

河原田 均 携帯
 (小野田斎場長)

磯崎 一巳 携帯
 (両斎場長代行)

宮川 力雄 携帯
 (山陽斎場長代行)

葬儀社
国吉企画 TEL 0836-84-2999
FAX 0836-84-2303

小野田典礼 TEL 0836-81-4343
FAX 0836-83-6313

小野田西典礼 TEL 0836-81-1180
FAX 0836-84-7110

小松会館 TEL 0836-72-0451
FAX 0836-72-2087

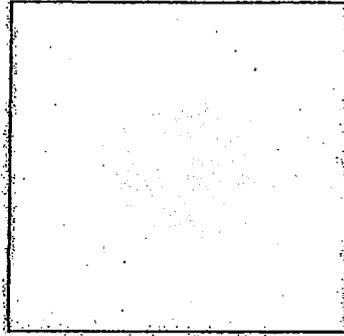
桜井葬儀店 TEL 0836-21-0360
FAX 0836-22-1444

ベルコ宇部 TEL 0836-34-4444
報恩会館 TEL 0836-41-1663
安穏会館 TEL 0836-45-0045
庵 いおり TEL 0836-51-0964
コープ葬祭 TEL 0836-41-1511

電気保安協会 TEL 0836-84-7751
中国電力 TEL 0836-22-9512
中電工 TEL 0836-83-2089
末田窯業 TEL 0835-38-0812
イシショウ TEL 0836-83-1711(発電機)
富士商 TEL 0836-81-1115(小・灯油)
金重 TEL 0836-73-1800(山・灯油)
山陽プロパン TEL 0836-76-0224
山陽小野田市民病院 TEL 0836-83-2355
山口労災病院 TEL 0836-83-2811
小野田赤十字病院 TEL 0836-88-0221

* 当緊急連絡網は現状の配置に於けるものであり、
 新斎場運営に当たっては一部訂正が必要となる。

印鑑証明書



会社法人等番号 2908-02-005889
 商号 有限会社北斗産業
 本店 北九州市小倉北区下富野五丁目23番15号
 代表取締役 徳岡辰男
 昭和27年 9月23日生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。
 (福岡法務局北九州支局管轄)

平成30年10月25日
 福岡法務局北九州支局
 登記官

井 戸 広



整理番号 マ168418

平成30年度患者数等の動向

山陽小野田市民病院 患者数・経営状況等 月間報告書 (H30.8月分)

項 目		当 月	累 計 (A)	H30予算額等 (B)	対予算比 A/B
患 者 数	入院1日平均	185.0人	175.6人	186.0人	94.4%
	外来1日平均	392.7人	405.7人	411.0人	98.7%
	入院患者数	5,736人	26,871人	67,890人	39.6%
	外来患者数	9,033人	43,000人	100,284人	42.9%
病 床 稼 働 率		86.0%	81.7%	86.5%	
平 均 在 院 日 数		15.5日	15.1日		
医 業 収 益 <small>(入院収益、外来収益のみ)</small>	入 院	195,124千円	963,168千円	2,525,414千円	38.1%
	外 来	91,033千円	418,870千円	962,617千円	43.5%
	計 (A)	286,157千円	1,382,038千円	3,488,031千円	39.6%
医 業 費 用	職員給与費	165,819千円	853,165千円	2,233,857千円	38.2%
	材 料 費	69,403千円	306,422千円	728,124千円	42.1%
	経費ほか	52,114千円	268,200千円	690,669千円	38.8%
	減価償却費等	43,702千円	218,510千円	524,418千円	41.7%
	計 (B)	331,038千円	1,646,297千円	4,177,068千円	39.4%
医業(料金)収支比率	(A) / (B)	86.4%	83.9%	83.5%	

※ 患者数は概数であり変更の可能性があります。

平成30年度患者数等の動向

山陽小野田市民病院 患者数・経営状況等 月間報告書 (H30.9月分)

項 目		当 月	累 計 (A)	H30予算額等 (B)	対予算比 A/B
患 者 数	入院1日平均	183.8人	177.0人	186.0人	95.2%
	外来1日平均	424.3人	408.4人	411.0人	99.4%
	入院患者数	5,515人	32,386人	67,890人	47.7%
	外来患者数	7,637人	50,637人	100,284人	50.5%
病 床 稼 働 率		85.5%	82.3%	86.5%	
平 均 在 院 日 数		16.3日	15.2日		
医 業 収 益 (入院収益、外来収益のみ)	入 院	194,105千円	1,157,273千円	2,525,414千円	45.8%
	外 来	81,359千円	500,229千円	962,617千円	52.0%
	計 (A)	275,464千円	1,657,502千円	3,488,031千円	47.5%
医 業 費 用	職員給与費	181,751千円	1,034,916千円	2,233,857千円	46.3%
	材 料 費	52,273千円	358,695千円	728,124千円	49.3%
	経費ほか	58,972千円	327,172千円	690,669千円	47.4%
	減価償却費等	43,702千円	262,212千円	524,418千円	50.0%
	計 (B)	336,698千円	1,982,995千円	4,177,068千円	47.5%
医業(料金)収支比率	(A) / (B)	81.8%	83.6%	83.5%	

※ 患者数は概数であり変更の可能性があります。

平成30年度患者数等の動向

山陽小野田市民病院 患者数・経営状況等 月間報告書 (H30.10月分)

項 目		当 月	累 計 (A)	H30予算額等 (B)	対予算比 A/B
患 者 数	入院1日平均	180.3人	177.5人	186.0人	95.4%
	外来1日平均	414.9人	409.3人	411.0人	99.6%
	入院患者数	5,590人	37,976人	67,890人	55.9%
	外来患者数	9,127人	59,764人	100,284人	59.6%
病 床 稼 働 率		83.9%	82.6%	86.5%	
平 均 在 院 日 数		14.4日	15.1日		
医 業 収 益 <small>(入院収益、外来収益のみ)</small>	入 院	209,859千円	1,367,132千円	2,525,414千円	54.1%
	外 来	93,935千円	594,164千円	962,617千円	61.7%
	計 (A)	303,794千円	1,961,296千円	3,488,031千円	56.2%
医 業 費 用	職員給与費	163,573千円	1,198,489千円	2,233,857千円	53.7%
	材 料 費	82,293千円	440,988千円	728,124千円	60.6%
	経費ほか	57,079千円	384,251千円	690,669千円	55.6%
	減価償却費等	43,702千円	305,914千円	524,418千円	58.3%
	計 (B)	346,647千円	2,329,642千円	4,177,068千円	55.8%
医業(料金)収支比率	(A) / (B)	87.6%	84.2%	83.5%	

※ 患者数は概数であり変更の可能性があります。

平成30年度資金繰表

山陽小野田市病院事業会計

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
収入	過年度未収金	271,256	254,532	6,547	10,958	189	190	277					543,949	
	医業収益	45,644	63,261	274,688	298,986	298,630	301,071	315,037					1,597,317	
	医業外収益	554	1,302	1,859	1,662	2,449	1,522	1,424					10,772	
	他会計繰入金	155,683		74,476									230,159	
	預り金	31,819	29,157	73,142	30,645	32,559	33,001	31,945					262,268	
	企業債													
	寄附金			300				25,520						25,820
	その他	762	1,326	1,512	1,236	1,642	1,256	1,859						9,593
	前月繰越金	57,725	86,978	120,711	39,548	62,647	224,621	17,870						610,100
	特別利益													
合計(A)	563,443	436,556	553,235	383,035	398,116	561,661	393,932						3,289,978	
支出	過年度未払金	267,991	2,476										270,467	
	人件費	163,734	137,487	329,761	146,671	145,428	169,783	143,182					1,236,046	
	物件費	13,558	137,414	130,261	122,410	124,727	131,248	127,811					787,429	
	建設改良費													
	支払利息						26,757						26,757	
	企業債等償還金						180,707						180,707	
	長期借入金償還金													
	預り金	29,658	36,439	49,365	50,053	31,705	31,075	31,784					260,079	
	その他	1,437	2,002	4,278	1,244	1,144	4,126	1,746						15,977
	特別損失	87	27	22	10	491	95	117						849
合計(B)	476,465	315,845	513,687	320,388	303,495	543,791	304,640						2,778,311	
差引(A-B)	86,978	120,711	39,548	62,647	94,621	17,870	89,292							
一時借入	借入額					130,000		140,000					270,000	
	返済額							190,000					190,000	
	合計(C)					130,000		▲ 50,000					80,000	
	一時借入金残高					130,000	130,000	80,000						
月末残高(A-B+C)	86,978	120,711	39,548	62,647	224,621	17,870	39,292							
月間収支(※)	29,253	33,733	▲ 81,163	23,099	31,974	▲ 206,751	71,422							

※ 月間収支とは、前月繰越金を除いた純粋な月内の収支をいい、「(A)-(B)-前月繰越金」で算出します。

山陽小野田市民病院経営会議概要 【平成30年9～11月開催分】

開催状況	9月4日、9月18日、10月2日、10月16日、11月6日、11月20日
出席者	病院事業管理者、顧問、院長、副院長、診療部長、看護部長、医療技術部長、副看護部長、腎・透析センター長、事務部長、医事課長、総務課長、市健康増進課長
主な協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各月の病床稼働率の報告と傾向分析 ・来年度に向けての課題について ・薬剤の期限の管理について ・広報誌の充実について ・再来受付について
その他報告事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・透析件数の状況について ・各月における診療収益の状況について ・地域医療構想会議の議事内容について ・産婦人科の相談室開設について ・夜間がん検診の実績について ・SOS健康フェスタの実績について

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
民生福祉常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険及び国民年金に関すること。 ・介護保険に関すること。 ・在宅介護者支援に関すること。 ・保健衛生に関すること。 ・保育所に関すること。 ・病院経営に関すること。 ・地域医療に関すること。 ・在宅医療介護連携に関すること。 ・人権・男女共同参画に関すること。 ・火葬場整備事業に関すること。 ・空き家等の適正管理及び利活用に関すること。 ・子育て支援に関すること。 ・障害者・高齢者福祉に関すること。 ・環境衛生に関すること。 ・社会福祉に関すること。 ・市民活動に関すること。 ・急患診療に関すること。 	平成31年 3月定例会 前日まで継 続して閉会 中調査する。